

## ○「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）」に係る市民コメント回答書

No.	意見	市の考え方
1	立派な施設をフル稼働しないと勿体ないことです。できるだけ利用しやすいように無料、低料金ををふやして下さい。そうすればラクになります。	「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 「基準（案）」の中では、なるべく皆様の負担を軽減するため、令和6年度までの経過措置を設けております。 また、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。
2	p.1前文について 減額・免除の見直しの前に、「公民館活動」を市民の生涯学習としてどう捉えるかという視点が必要です。当該活動が市民サービスとして重要と考え、市として後押しするという姿勢であるなら、使用料等の減免は説明がつくはずです。 1 統一的な考え方について 公民館が市民の自主的活動を運営、支援していると考えれば、公民館が直接主催する事業でなくとも、そこに公益性は発生することになり、使用料の「免除」は合理的な判断となります。 2 尚、登録団体は公民館活動の一環として存在するという建付けですが、非登録団体は単に利用者という立場になるので、利用料には当然差額が発生すると思われます。もし、同じ扱いとなれば登録団体が公民館の会議や除草活動に参加する金銭的根拠がなくなると考えます。それは公民館と登録団体間の信頼を損なうことになりかねません。 令和三年度重点施策の一つに「豊かな地域づくり」という項目があります。これがお題目に終わらぬよう登録団体に所属する市民の心情にも配慮した施策を希望します。	「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。  「公民館が市民の自主的活動を運営・支援」していても、それは市民の自主的活動であり、それをもって公共性があるとは言えないと考えます。 これは、公民館に限らず、例えば「ひだかアリーナ」が「市民のスポーツ振興を支援」しているものであったとしても、スポーツを行うこと自体に公益性があるとは考えられません。  また、公民館は生涯学習の場であり、公民館登録サークル以外の利用も、生涯学習活動としての利用である場合、使用料に差をつけることは適切ではないと考えます。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。
3	①新高萩公民館が使用料改定の一因とも思えるが使用料を一律にすることはどうか（新しい設備と減価償却済みと思われる設備） ②使用料を清掃（年末）等の費用としてもらいたい。現状、年末の清掃は公民館の依頼でサークルで協力している。ただ、脚立を使用した作業もあるため、高齢者にとっては危険を伴う。（天井や蛍光灯など脚立を使用する作業）	「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。  「①」について 新高萩公民館は、公共施設再編計画に基づき建設するものです。貸室の機能としては、他の館と基本的な違いがないこと、利用する公民館で負担に差がでることは望ましくないと考え、公民館の新旧による使用料の差はつけない方向で考えています。なお、古い公民館についても、今後、施設の更新等を行っていくこととなりますが、その際にも、他の公民館と更新する公民館の使用料に差が出ないように考えています。  「②」について いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。ご指摘の、清掃等での危険が伴う作業は、公民館で対応してまいりますので、引き続き可能な範囲でのご協力をお願いいたします。
4	私達、〇〇会は、当、高麗公民館にて毎月1回（第2日曜日）に練習と自己研鑽を高める目的で勉強会を実施。地域の行事や（行政も含む）また市内のいろいろな施設に慰問（現在はコロナで自粛）の中で人とのコミュニケーションを重視することを常に心掛け、個人的利益は一切（100%）ゼロに等しく、長寿社会に即応する様努力！！※市民コメント意見書で甘んじて申し上げれば以上述べる内容で寛大な処遇をお願いしたい。〇〇会一同	「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。  また、高麗公民館を日々ご利用いただき、ありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 ご理解の程、よろしく願いいたします。
5	月2回パソコン教室（〇〇）で利用させていただいております。今迄、無料で使わせていただいた事は、有りがたい事でした。市が財政困難では仕方ないと思います。	「基準（案）」についてご理解をいただきありがとうございます。  施設を利用する人と利用していない人の平等性や、それぞれの施設を利用されている人同士の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。
6	高麗公民館の説明会で配布された「公民館使用料の改定について」（生涯学習課）の内容に関連して以下、テニスコートの有料化に関する質問と希望を列記します。 1) コート使用料を使用前に公民館に支払う、とのことですが、使用前とは使用当日だけに限定するのですか。 使用前なら1ヶ月前でも可能なるのを希望します。 毎週使用しているので、まとめて払い、支払う煩雑さを軽減したい。 2) キャンセルについて 使用料を支払っても使用開始時間前ならキャンセルして返金できるように希望します。 コートの場合、天候に使用が左右されるため、開始直前までに決めることが多いため。 3) 施設付帯設備の改善 現在、コート脇に簡易トイレがありますが、有料化になった場合は女性が使えるようなトイレに改善を希望します。 今は公民館のトイレまで行ってます。 有料化になった場合、コート内のベンチ、ブラシなどの保守、適時交換をお願いします。	「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。  「1」「2」について 使用料は利用開始前までにお支払いいただくようにする予定です。今までと同様にキャンセルの場合は事前に公民館までご連絡をお願いします。 ただし、事前にまとめてお支払いいただいた場合、天候や自己都合によるキャンセルは原則として返金いたしかねますので予めご了承ください。  「3」について 利用者の皆様からご要望の高いトイレ改修につきましては、環境改善に向け、現在検討を進めているところです。 また、備品類の保守につきましても適正な管理に努めてまいります。
7	（意見）本来、公民館は地域住民のコミュニケーションや教育促進の場として存在するのであるから、無償で使用出来るのが理想だと思う。 （要望）1、今迄の経験から1時間では短く2時間迄は必要ないことが多い。従って、使用時間を30分刻みとして考慮して欲しい。2、サークル会費は会費に加えてあらたに使用料が加えて負担増になり、退会者が増える事は懸念する。3、経過措置としての負担免除を3年⇒5年に延ばして欲しい。	「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。  「意見」について 公民館などの施設では、冷暖房などの電気代、トイレなどの水道・下水道代など施設の運営や、机・イスなどの更新、建物の屋根・壁の修繕など、維持にかかる経費の一部を賄うために利用者負担いただく使用料を条例で定めておりますが、これを免除することは施設を利用した人の負担が全く無く、本来は利用者が使用料にて負担すべき金額を、施設を利用していない人を含めた税金等で補填することになり、市民全体での公平性を欠くこととなるため、減額・免除といった制度は特例として最小限にとどめる必要があります。  「要望」について 公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。 また、減免見直しについては、その主旨から、速やかに実行すべきものですが、影響を受ける方々に対する激変緩和措置として、令和6年度までの経過措置を設けることとしたものです。ご理解の程よろしく願いいたします。
8	最低人数でも、サークル活動していけるのも、免除していただけていることが、とても大きいです。利用料発生となると、さまざまなサークルが活動出来なくなり、公民館の利用も大きく減少すると思われます。 活動の場も失ってしまいます。 どうか、現状のまま活動出来ることを希望いたします。	「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々サークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。 また、登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。

9	<p>お願いします。私共は、社会福祉協議会の呼びかけで創られた〇〇会（通称、〇〇）です。地域の高齢者が安心して住み続けられる街づくりをめざして20年余活動して来た団体です。月1回の例会は公民館会議室を利用させていただいております。又、年1回の総会、イベント開催として、現在は社協の請負事業である〇〇の定例会議にも使用させていただいております。ボランティア団体ですので、社協や自治体の活動補助金をいただいておりますが、活動資金は不足しておりサロンで手作り品、リサイクル品のカンパをいただき販売して、補っておりますが、それでも不足、活動準備金を取りくずしております。今回の公民館利用料の負担については、可成り厳しいものがあります。どうかボランティア団体に就きましては、免除の対象としていただける様お願い致します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝します。現時点で個々の団体については申し上げますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討しています。</p>
10	<p>コロナ禍で苦境に立たされた飲食店が、さあこれから挽回しようという矢先に家賃値上げを通告されたらどうでしょうか。心折れて廃業、移転する店が続出して、街がさびれてしまうことでしょうか。同じようにコロナ禍で思うような活動ができなかった諸団体が、また頑張ってみようとする矢先に腰を折ることに、今回の見直し（案）はなるのではないのでしょうか。子供、子育ての親、高齢者、障がいや様々な生活の問題を抱えている人たちに寄り添い手助けする団体。文化芸術やまちづくりや自然保全など地域の日常を豊かで快適で活気あるものにする団体、皆、自発的にやりがいを持って手弁当で活動してきていますが、その多くが慢性的に資金不足に悩んでいるそうです。さらにお金がかかるとなれば、もういいか、と多くの団体が手じまいしてしまわないか心配です。公民館など公的施設は、新しい課題やテーマにチャレンジしたい新しい人たちにとって、スタートの拠点としてゆりかごの働きをします。その敷居を高めてしまえば、文化や社会活動はいずれ枯れてしまい、人々を惹き付ける活力ある地域は望めません。有為の人は去り、訪れて来なくなりましょう。研究活動家への支援を絞り科学先進国から脱退してしまった国の轍を踏むことにもなりかねません。受益者負担とのことですが、これらの団体の受益者は、実は頼りがいがあり魅力的になった地域の住民ではないでしょうか。さらには、共助が細ると公助に過重な負担がかかる自治体こそが最大の受益者なのかもしれません。見直しには御再考をお願いいたします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、公民館等公の施設の意義について、ご意見いただきありがとうございます。これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。また、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討しています。ご理解の程、よろしくをお願いいたします。</p>
11	<p>日高市地域支え合い事業を主管する日高市社会福祉協議会から委託を受けて主に高齢者の生活支援を中心にボランティア活動を実施している〇〇は現在武蔵台、日高団地、たかね、原宿で活動しています。近々高麗地区にも設立される見込みです。隊の円滑な活動を推進するため武蔵台の場合は定期的に活動状況の報告と検討、意見交換等を公民館の部屋を利用して実施しています。部屋の利用料金については今まで免除していただいておりますが〇〇活動がボランティア活動で公共性が高い点から従来どおり利用料金の免除をして頂くよう希望します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝します。現時点で個々の団体については申し上げますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討しています。</p>
12	<p>私達サークルの総意を代表して、今迄、公民館を使用させて頂き有難く思います。維持、管理等は市税が使われている事は承知していますし、公民館に協力出来る事は皆さんしていると思います。今回の見直し案、それ相応の負担は協力します。しかし、面積による金額設定は、一人一人の負担が大きいと思います。このままですと、活動停止を考えているサークルもあると聞いています。面積による負担ではなく、一律に200円～300円で全員で分かち合う様に考えて頂ければと考えます。</p>	<p>「基準（案）」についてご理解をいただきありがとうございます。また、日々サークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
13	<p>グループが少人数のため、会ヒ、使用料になると負担が大きくなり、なるべくなら、免除されるとうれしいです。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々の活動で公の施設をご利用いただきありがとうございます。グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくをお願いいたします。</p>
14	<p>グループが少人数のため、使用料は免除をお願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々の活動で公の施設をご利用いただきありがとうございます。グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくをお願いいたします。</p>
15	<p>サークルの人数が少ない為、個人の会費の負担がかかる為、使用料の免除をお願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々の活動で公の施設をご利用いただきありがとうございます。グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくをお願いいたします。</p>

16	<p>武蔵台公民館多目的ホール使用 運動して、体と心の健康促進を目的としていますが、経済的負担が多くすぎると思います。 提案 ①空調、光熱費のみ支払 ②平均年齢が70才前後の人が多くいるところはシニア割引をしてほしい</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>「①」について 使用料の設定にあたっては、公民館の維持管理にかかるコストを基に算定し、利用する部屋の大きさ（面積）に応じて算出しています。なお、大きな部屋には調整率を乗じる等、負担の抑制を図っていきたく考えています。</p> <p>「②」について 使用料は公の施設の使用に対する対価ですので、同一使用に対して年齢による割引を設定することは適当ではないと考えます。ただし、老人福祉法第20条の7に規定する高齢者福祉センターが置かれている総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。 なお、負担軽減につきましては、基準（案）で示している経過措置のほか、公民館の貸出し体系を見直し、効率的な施設運営による利用者負担の軽減を図られる料金設定とすることを検討してまいりたいと考えております。</p>
17	<p>（要望） ①公民館を利用したサークル活動を通して知り合った人間関係から、市内ボランティア活動が普及している実態があるので、市内のボランティア活動に従事している人が3名以上いるサークルの公民館利用料は免除して欲しい。 ②新しい公民館と古い公民館の使用料が一律というのはおかしいので、築20年以上の公民館は新しい公民館の半額にして欲しい。 ③公民館を年間通して利用しているサークルも利用料を納める必要があるのであれば、公民館の大掃除や体育祭の手伝い、文化祭の準備作業等の手伝いを免除してほしい。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>「①」について ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。各サークルについて、所属している方が「どのような方か」ではなく、その団体の「活動内容」で判断していくこととなりますので、ご意見のような判断基準で減免を行うことはありません。</p> <p>「②」について 新高萩公民館は、公共施設再編計画に基づき建設するものです。貸室の機能としては、他の館と基本的な違いがないこと、利用する公民館で負担に差がでることは望ましくないと考え、公民館の新旧による使用料の差はつけない方向で考えています。なお、古い公民館についても、今後、施設の更新等を行っていくこととなりますが、その際にも、更新する公民館と他の公民館で使用料に差が出ないように考えています。</p> <p>「③」について いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。ご指摘の、清掃等の作業は可能な範囲でご協力をお願いいたします。</p>
18	<p>登録サークル・登録をしていないサークルで優先予約外にメリットがない。 登録サークル者は大掃除、除草作業に参加しているため、減額、免除等の対応をずっと継続してほしい。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
19	<p>公共施設使用料等免除対象団体としての要望 説明 1. 各連盟の組織 ○日高市写真連盟 [日高写真会・高麗川写真会・日高フォトサークル] ○日高市絵画連盟 [各サークル] ○日高市書道連盟 [各サークル] ○日高市立体造形・工芸連盟 [各サークル] 2. 市の主催。共催事業に参加協力 埼玉芸術文化祭 地域文化事業 ひだか市民文化祭 日高市美術展に協力 日高市各連盟展の開催 各公民館文化祭開催に協力 市の主催する会議に出席（生涯学習課） 3. 施設利用（会議） ○市の主催。共催する事業への参加協力等方針の説明、 ○各係り等選出、連盟展の要項作成等打合せ ○年 数回その都度会議を開く為に利用 4. 今後も市の事業に積極的に参加協力します各連盟及び関連するサークルが免除として使用出来るよう要望いたします</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>各文化連盟については、公共的団体の例示にある「加盟スポーツ団体」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱うことを検討しています。なお、連盟を構成する個々のサークルにつきましては公共的団体には含まれません。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
20	<p>一昨年の12月に新たに、山車を保有する6団体が結集し日高祭囃子連合会は誕生いたしました。各団体の歴史については一番古いもので150年以上、次いで140年…70年、50年、10数年と様々ではありますが、いつの時代も地域のコミュニティーの活性の手段として起こり、紆余曲折、栄枯盛衰を繰り返しながら今まで存続してきました。時代も移り変わり、郷土芸能として昇華、洗練されてはきましたが、同じ悩みを抱える状況を大きな組織論で、回避、解決できるものがあるのではないかの視点で、大連合を結集した次第です。今回市民コメントを書かせて頂いた経緯としまして、各会は行政区に帰属している、そうでないところとありますが、一同にかえす会議を開催する場合には、無料で利用できる大きな会場が必要であること、行政区に紐づいている団体は、例えば公会堂はその団体は無料でも、そうでない団体、つまり他の行政区に紐づいている団体は、部外者として有料使用になっておる現状があります。その上で、高麗の郷や公民館の減免措置は大変ありがたかったです。そこで、我々の団体は、読み取るにあたり、減免対象ではなくなるのかと思ひまして、市民コメント致しました。生涯学習の一環として、地域コミュニティー活性の一助として、郷土芸能に携わってきた自負が私も私の周りにもあります。団体内の一部には日高市無形文化財として補助を受ける団体もありますが、決してその運営に対する財政面が潤沢ではありません。その殆どが手弁当で、場合によっては個人の持ち出しもある現実があります。その負担に関しては、郷土芸能に携わる中で、行政に変わって負担も申し出るつもりは毛頭ありません。これからもこの地の繁栄を願い、郷土芸能を維持発展させること次世代へそのバトン繋げていく責任としていく所存です。各会では当然の如く、その責をも担いながらも共通的思いではありますが、会単体では如何ともしがたい現状などを共有する会議体として成立した当会としては、出来得るならば引き続き減免の対象として頂きたいと考えています。市の財政が厳しいのは承知しております。ですが、どうしても、今回の決定事項が、大きな視点で市民活動やボランティア活動を阻害する結果を招くのでは、もっと言うと、目先の額面だけの費用対効果にしか目が向いていないのではないかの疑問を抱いております。ポトムアップの市政を目指す標榜する市政に諸手をあげて賛成しておりますし、地域の未来、日高の未来に、貢献できるのであれば、自身の周辺で出来ることは積極果敢にこれからの挑戦していく所存です。であるからこそ、どうしても単純に受け入れがたい決定的に一言申し上げたく認めました。</p>	<p>「基準（案）」についてご理解をいただきありがとうございます。 また、日々の活動で、日高市文化の発展にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>日高祭囃子連合会は、公共的団体の例示にある「日高市スポーツ協会」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱うことを検討しています。なお、連合会を構成する各団体は公共的団体には含まれませんので、各団体が施設を利用する場合には使用料をいただくこととなります。</p> <p>グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>

21	<p>登録サークル・登録をしていないサークルで優先予約外にメリットがない。 登録サークル者は大掃除、除草作業に参加しているため、減額、免除等の対処をずっと継続してほしい。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
22	<p>もう流行性感冒は都会の地を離れて山間壁地へ行った我々は後ずさりしながら未来に入っていく、見えているのは今日・過去だけ慎重に足場を練りながらの歩みが続きます。私たちはコロナと共に過ごす年月、私たちの未来の予測がいかに難しいか第5波が夏場に猛威を振るって感染拡大に警鐘するもおもいのほかの激減ぶりに理由を説明できずにいます。旭ヶ丘松の台の産業系区画整理事業が令和3年から5年度で…10月1日、ふるさとの森第2号として20,937㎡（東京ドーム44%）の敷地が老朽化した高萩公民館・高萩出張所を公庭内に移転建設費用として4億4483万円が市民プールが市公共施設再編整備計画にリニューアル工事を1億8975万円高麗川駅自由通路整備と東口開設・利便性に29.9億が令和7年度までに3学区（高根・高麗・武蔵台）で小学校と中学校が統合されます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入額2年度8億1738万円感染防止・教育環境の整備に、1億9596万円が今年度に繰り越され3年度は758万円が新たに教育の情報化事業に1550万円、事業所感染症対策支援事業に1837万円などの支援事業に、当初予算187億円が最終的に267億円に膨らみました国の借金も1216兆4634億円で、日高市の生産年齢人口30523人老人人口が18357人と団塊世代が22年から75歳以上となり後期高齢者医療費用は18兆円に、消費者物価前年より0.1%上昇少子化もコロナで加速20年度は前年比4.7%減の85万3214人に、ふるさと納税も課税標準額が多いほど利用が増え世田谷区では5人に一人がふるさと納税で控除を受け住民税が70億流出小学校2校分の改築費用に迫る金額が、住民税が減った治体には75%が地方交付税から補填され税収の鈍減にと？マイナンバーカードが行政デジタル化のカギとされるが16年に始まり交付率は38.4%と給付金の支給システムの構築もこれから、前年の10万円給付でも70%が貯蓄に、新高萩公民館が新たに使用料を設定とあるが他の公民館使用料の改定も致し方ないのかな。ただ年会費1,000円で毎月活動しているサークルには年会費のアップが必要に。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことにより、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
23	<p>以前にも使用料の件がありましたが免除になり今までありがたかったと思っています。現在、他事情も考えますと使用料の仕方がないことかと思われ。一年間の猶予の後倍になることには賛同できません。年を取り少ない年金でやりくりしそれでも元気でいられるよういくつかの活動に参加し活力を与え介護保険は最後の手段と思っています。当初のままの料金でと願いますが、どうしてもというときは、100円から150円増でお願いしたいです。（1回の使用時間は2時間です）</p>	<p>「基準（案）」についてご理解をいただき、誠にありがとうございます。 減見直しについては、その主旨から、速やかに実行すべきものですが、影響を受ける方々に対する激変緩和措置として、令和6年度までの経過措置を設けることとしたものです。ご理解の程よろしく願います。 また、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
24	<p>今回〇〇映画祭で高麗の郷を主に利用していますが、生活クラブ社協からの助成なしには実現は難しかったです 多くのかたに観ていただきたいとの想いで500円というどなたでも来ていただけるような設定にしましたが、さらに施設利用料がかかるとなると、このようなボランティア、活動は更に衰退していつてしまうと思います たしかに案の中には負担割合を活動内容によって変動する工夫がされていて、より、多くのかたの利益になるような活動には減免されるのはありがたいです 有料化により、私たちのような活動の団体が衰退し公の事業のみ使用に限られてくるとそれはダイバーシティとは正反対ですね 有料化は一部現行よりも安くなる部屋もありそうで、必要な団体が必要な時間数借りられて、高麗の郷の抽選のような機会がなくなるのであればいいなとも思います</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 個々の団体の取扱いについての回答は差し控えていただきますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。 また、公民館の使用料についてですが、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による料金体系とすることにより、ご指摘のとおり、必要な団体が必要な時間数利用いただき、負担軽減が図られるよう検討してまいります。</p>
25	<p>使用料金を見ました。以下に関して、考え直しが必要と思います。 ・時間配分（4時間単位は長い） ・料金（全体的に高い） ・使用料を支払うことになれば、公民館への登録、会計報告は有無。  時間配分は、1回の使用で4時間は長く、それほど利用しないです。また、4時間単位では、枠に限られるので、使用するサークルに限られ、多くのサークルに使用されなくなります。1時間、2時間単位が基本ではないでしょうか。  料金に関しては、日高アリーナを基準と考えても、高い状態。これであれば、古い公民館を使うより、アリーナを使います。もしくは他市の公共施設を利用します。  また使用料を支払うことになれば、公民館への登録、会計報告は無駄とかがえ、上記のようにアリーナ、他市の公共施設を使う分、料金も安く済み、報告もいらないので、無駄な時間が無くなるので、登録者はいなくなると思います。  今まで全額免除してきたものを、1回100円～、月1サークルで数百円などであれば、納得する人も多いと思いますが、現状の数千円の利用料のままでは、今回の案自体、毛ぎらう人が殆どでしょう。特に年金生活の高齢者サークルの方々、サークル存続にかかわり、全面否定すると思います。  さらに最初の文面にある、施設を利用していない市民の市税等も含めて賄われることとなるとありますが、今回、市民プールを新しくするにあたり、市税から新築されていると思いますが、これこそ施設を利用しない人が多く、新築に必要なのかと声も上がると思います。  また公民館、アリーナ利用にあたり、度々出向いて予約をする必要があり、これもガソリン代を支払い、予約しています。正直無駄な労力と費用です。また公民館、アリーナも人件費がかかり、非効率です、早々に全面ネット予約可能とし、安い料金で（1時間50円、2時間100円など）利用させた方が、市民は納得すると思います。事前投資と考えても、採算が取れると思われ。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。  公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。 高齢者の施設使用については、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。  市民プールを始めとする公の施設は「住民の福祉の増進する目的」をもって、市民全体の財産として誰もが利用できるよう設置をするものです。そのため、その建設費用に関しては、公費で負担すべきものと考えます。しかしながら、市民プールであっても、その光熱水費等の運営経費については、受益者負担の原則に基づき、使用される皆様に応分の負担をいただきます。 また、市民プールにつきましては、今後高麗川小学校・中学校の授業でも使用する予定です。  施設のインターネット予約システムにつきましても、ご助言いただき、誠にありがとうございます。今後、皆様にいただく使用料分の負担は、各施設の運営経費の一部として、使用させていただくことを検討してまいります。  ご理解の程よろしく願いいたします。</p>

26	<p>高齢化社会になり、お年寄りが仲間と共に楽しみをつくり健康を維持するための活動の場として、公民館の存在が大きく取り上げられる最近です。そんな時に公民館から有料の話聞き、衝撃が走りました。なぜ、多目的ホールが高額になったのかわかりません。参考までに日高市と提携している飯能市と毛呂山町の例をあげてみます。飯能市の公民館は夏冷房使用可能で無料です。毛呂山町の公民館（中央公民館）のホールは2時間で700円です（広さは卓球台8台おける）。又日高市の体育館でも4分の1（卓球台10台おける広さ）で2時間で1,000円です。もし有料になったら夜のピンポンクラブの人たちは人数が少ないため、私も含めてやめざるを得ないと言っています。地元の卓球をやめて、飯能市や毛呂山町に移るには無理があります。私どものように後期高齢者には車の運転が難しくなるからです。地元の公民館で高齢者にも無理のない金額で楽しく卓球を続けていく幸せを奪わないでいただきたいのです。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見の中で、近隣の施設の状況について、ご助言いただきありがとうございます。日高市の公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。また、部屋の大きさ（面積）に応じた使用料とする予定ですが、大きな部屋には調整率を乗じる等負担の抑制を図っていきたく考えています。</p> <p>グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いたします。</p>
27	<p>コロナ禍でもギリギリまで公的な場に開いてくださり、予防接種の時も素早く丁寧に対応して下さいました皆様には感謝しております。そんな柔らかい頭をお持ちなら受益者負担という名の元に全ての人から気軽に集えて学ぶ場を奪うなどは考えないはずですが。ましてコロナ禍において、高齢者のフレイル化が顕著です。清流と文化のまちなのに担い手のなさから文化協会は解散。どのサークルもいつ辞めようかと悩んでいる現状。今までは苦しい中でも市民文化祭・ひまわり探検隊・小中学校への出張授業と各種ボランティア活動もやってきましたがコロナで停止しているうちにも再開する力も出ずにまた有料化によりそのスピードは消滅に拍車がかかるでしょう。そのままだと行き場のなくなった人が増え、いつ起きるかわからない災害防災の考えからも不安です。年をとっても官も民も共に地域で支え合うという日本の大きな流れからはずれ介護保険に多くの血税が必要となるのではと心配でなりません。もう少しコロナが落ち着いて皆で話し合ってからでもこの問題は遅くないと思われまます。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々の活動で公民館をご利用いただき、市の事業にも多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。</p> <p>なお、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p> <p>グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いたします。</p>
28	<p>公民館にはサークルの団体しか使えない認識でした。有料にする理由を分かりやすくまた支払い方法や使用料の使い道また市民の人もどのように使えるかなど詳しく様々な方法で多くの人に広まるように教えてほしいです。施設内を良くして色々な行事などしてほしいです。企画を考えるのは大変だと思いますが色々新しい企画もあるといいと思います。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき、誠にありがとうございます。今後、市民の皆様には分かりやすくご説明するとともに、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
29	<p>日高市に住んで40年が経とうとしています。公民館には本当にお世話になりました。心許せる仲間と信頼する指導者共に35年間コースを続けていくことができました。中でも埼玉県のポーカルアンサンブルコンクールで埼玉県知事賞を頂き本当に一生の思い出になっています。公民館の皆様にも大変お世話になりました。</p> <p>さて今回の施設使用料の見直しの件ですが何年も前からお話があったのも承知していました。高麗公民館武蔵台公民館高麗川公民館など、何年か前に暖房の空調を取り換えたり施設の修繕もかかるし日高市の財政がひっ迫しているのも分かります</p> <p>ただ、私共のサークルは60代70代80代ですがもっと高齢のサークルなどはこれを機会にサークルを消滅させてもしかたがないと思われているみたいで心配です。</p> <p>ご存じかどうか分かりませんが知り合いにバレーボールをやっている方がいてこのコロナの影響で親善試合ですら出来ていないだんだん日高市のバレーボール連盟に参加するチームが減ってきているうえにこの状況です。連盟消滅の危機に次の世代（子供たちの世代に）せめて残せないかという方々が踏ん張っていらっしゃいます。他の連盟も同じではないでしょうか。</p> <p>たぶん公民館のサークルの件とスポーツの連盟の話は根でつながっていると思われまます。スポーツチームも公民館やアリーナを練習で使っていますから</p> <p>使用料をとるのは仕方がないとは思いますがなるべく皆さんの負担を軽くして頂けるように切にお願致します。</p>	<p>「基準（案）」をご理解いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。高齢者の施設使用についてですが、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p> <p>「基準（案）」のとおり、日高市スポーツ協会やその加盟スポーツ団体については、「公共的団体」として取り扱い、減免の対象となります。なお、連盟を構成する個々のサークルにつきましては公共的団体には含まれません。また、登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。</p> <p>皆様の負担を軽くするため、基準の中には令和6年度までの間において減額割合を2分の1以内とする経過措置を設け、また、公民館の使用料については、今後、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>

30	<p>第1。「公の施設の使用料等に関する減額・免除についての見直し基準（案）」について担当政策秘書課</p> <p>3. 公民館サークルの取り扱いについて公民館利用者は今後は使用料を徴収する。一減免割合100%から0%はあまりにも負担が大き過ぎます。せめて経過措置75%、令和6年度から50%として頂きたい。</p> <p>但しサークルによっては過大な負担となり現状の活動が維持できなくなる恐れがあります。部屋の稼働率が下がり目論んだ使用料収入が得られず、料金値上げ、更に稼働率低下、料金値上げ・・・の負のスパイラルも心配されます。受益者負担率を機械的に当てはめるのではなく、稼働率を高める（空き室を減らす）ような使用料の改定をセットにして頂きたい。負担軽減による使用料収入の減少は福祉・文化・地域振興予算として配慮すべきです。</p> <p>第2。公民館使用料の改定について担当：生涯学習課（公民館）4. 使用料の算定方法 一武蔵台公民館の休養室（66m<sup>2</sup>）学習室（61m<sup>2</sup>）は200円/1時間（中（70～150m<sup>2</sup>）に該当）と口頭で説明がありました。 後日公民館に確認すると貸出面積には部屋の面積に共有スペースの面積を按分して加えるとのことでした。 しかし「4. 使用料の算定方法（3）1m<sup>2</sup>・1時間当たりの単価の算定の分母は貸出対象総面積」なので共有スペースの面積の按分は加える必要がないと思います。 この算定方法に従えば休養室と学習室は区分小に該当し100円/1時間となります。 ※m<sup>2</sup>は平方メートルです。2を上付きにする変換ができませんでした。</p> <p>第3。負担軽減の要望 公民館の説明する使用料で私の所属する〇〇クラブにあてはめてみます。 休養室又は学習室（1時間200円）×1回4時間×月に9回×年12月＝8万6400円 会員14名で割ると約6200円年会費現行2500円＋6200円＝8700円すなわち年会費が3.5倍にもなります。 年会費を上げると会員の減少が予測されます。すると値上げ幅はもっと高額になります。これでは会の活動が維持できないので負担を軽減するために下記の施策を要望します。 1. 第2項で指摘したように休養室・学習室の該当区分を小とする。（1m<sup>2</sup>・1時間100円） 2. 休養室・学習室の分割使用を設けて、半分使用で使用料を1/2とする。（1m<sup>2</sup>・1時間50円） 他の少人数サークルも助かります。（会員の減少により小さなスペースでも使用可能です） 3. 現状月9回のうち4回が前月予約で残りは当月の空き室利用です。当月の空き室使用料は半額以下とする。あるいは5回以上の使用料は半額以下とする。（1m<sup>2</sup>・1時間25円以下）</p> <p>これらが認められないと回数を減らすしかありません。使えば有効な空間があるのに無駄に空き室を増やすこととなります。公民館とともに長年地域のオアシスの一つとして、特に近年は高齢者の憩いの場としても活用してきました。わずかな予算削減でその場が減少するのは残念です。ぜひご配慮頂きたいと思います。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見、ご要望をいただきありがとうございます。</p> <p>「第1」について 減免見直しについては、その主旨から、速やかに実行すべきものですが、影響を受ける方々に対する激変緩和措置として、令和6年度までの期間を上限に設けることとしたものです。ご理解の程よろしく願います。 また、「第2」にもありますが、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p> <p>「第2」について 使用料の設定にあたっては、公民館の維持管理にかかるコストを基に算定し、利用する部屋の大きさ（面積）に応じて算出しています。なお、大きな部屋には調整率を乗じる等、負担の抑制を図っていきたく考えています。</p> <p>「第3」について 現在、市が検討している負担軽減については、「第1」「第2」でご説明したとおりです。サークルが少人数であることや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願います。</p>
31	<p>いつも公民館を利用させて頂いています。 登録サークルでの利用にあたり、無料で使用させて頂いていることに感謝しております。 この度の使用料の件につきましては、登録サークルと一般の利用者との差があまりないように感じられます。 3年間は半額であるとしても、その後同金額になるのであれば、登録サークルでの特権は抽選などの優先枠のみに感じられます。 また、登録サークルでは公民館の除草作業や年末の大掃除などがあり、同じ使用料を払っているのに登録サークルのみの負担になるのもどうかと思われまます。 このような状況になるのであれば、優先枠にこだわりのない場合、登録する意味がないように感じられます。 登録サークルと一般の利用者の差別化を現状のままか、半額のままか、公民館の奉仕作業をなくす、など御考慮頂きたいと思えます。 よろしく願い致します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきましてありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。ご指摘の、清掃等の作業は可能な範囲でご協力をお願いいたします。</p> <p>公民館美化活動にご協力いただいていること、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願います。</p>
32	<p>公民館の有料化に反対いたします。そもそも有料になったら「公」ではなくなると思います。コロナ禍で各サークルの人数も減り、存続が難しくなったサークルも多々あります。この上有料化となつては、せつかくの地域が不活性となり、公民館がみんなの活動できる場ではなくなってしまいます。 なにとぞ、市の財源見直しをお願い申し上げます。 「日高市より隣の飯能の方が手厚い」といって引越す友人も何人もいました。住みやすい日高であってほしいです。よろしく願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきましてありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>基準（案）の中では、なるべく皆様の負担を軽減するため、令和6年度までの経過措置を設けております。また、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p> <p>サークルが少人数であることや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願います。</p>
33	<p>この度の日高市の公民館使用料金改定案に対し、私達高齢者は健康寿命の促進並びに本来の公民館使用目的の意義からも強く反対するものであり、今後も無料使用を希望致します。 また、諸般の事情により有料化が避けられない場合には、一定の条件を満たした高齢者のサークル、クラブ活動に対し、高齢化社会の健康人口増進対策としても、市より使用料の援助制度の制定を検討願います。 （改定一例）多目的ホール使用料金 1時間600円（令和6年） （むさし卓球界）600円×4時間×6回×12＝172,800円 （13時～15時）（1ヶ月）（一年）</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>高齢者の施設使用についてですが、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p> <p>これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願います。</p>

34	<p>最初に、これまで無料で公民館（武蔵台）において卓球活動をさせていただいていることを感謝します。</p> <p>今月に入って、突然受益者負担の通知を知らされ当惑しております。私たちは卓球のサークル活動を通じて地域の親睦、健康の維持を図ってきており、毎週木曜日及び第一と第三月曜日、合計で年間76回、1回につき4時間を卓球の練習に充てております。</p> <p>今回の使用料の改定がそのまま実施されると、私たちのクラブは、令和4年10月～令和6年度まで91,200円（一人当たり約3,500円）、令和7年以降は182,400円（一人当たり約7千円）の負担が強いられます。卓球活動に必要な経費（ボール補充等）を含めると、さらなる数字に上ります。使用料の負担を踏まえ、現在、サークルの会員に、月に何回の練習（これまで通り、月に6/7回（各回4時間の練習から、回数を減らして月2回、1回につき2時間）を選択するかアンケートを取っております、会員によって大きな隔たりが生じています。懸念するところはこれまで通り、皆一緒に和気あいあいと活動することが出来なくなることです。負担金額のために、サークルが二つ、三つに分裂するにしても、そのために会員数が減って負担金額がかえって大きくなってしまいうという矛盾が生じてしまいます。会員の平均年齢は70歳を超えており、負担金額を配慮していただき高齢者に優しい行政であることを示していただければと思います。</p> <p>日高市は健康寿命に配慮している行政であると認識しております。ご検討をお願い致します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々サークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>公民館の利用に高齢の方が多くいることは認識しておりますが、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p> <p>サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
35	<p>定年後、公共施設として、公民館施設を利用し活動してきました。現在、健康で病院で通院することなく複数のサークル活動に入り楽しく、仲間作りや健康維持に努力しています。</p> <p>今回、公民館での活動に施設利用料を検討されているとお聞きしました。私事ではありますが、複数のサークルに入っており、サークル毎に施設料がかかれば、これから永続的活動は難しいと思われま。</p> <p>※提案 公民館主体の定額制共通券（パスポート）みたいなものを発行していただき、公民館会員なら、どのサークルにも参加できる制度等、考慮いただければと思います。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。また、日々サークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことにより、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。</p> <p>使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。ご理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>定額制共通券（パスポート）のご提案ありがとうございます。料金形態については公民館の貸出し体系の見直しや効率的な施設運営による利用者負担の軽減が図られる料金設定とすることを検討しています。</p>
36	<p>市民の健康の為に多くの方が参加できる様にする。それによって、医療費が少なくなるので使用料を取らなくてもよいのではないのでしょうか！</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、市民の皆様が公の施設を使用し、サークル活動等に勤しむことは、生きがいづくり、健康づくりに寄与していると考えられます。皆様から頂いた使用料は、各施設を今後も利用しやすいよう整備し、運営していくため、活用してまいります。</p>
37	<p>前文では、公共施設の使用料等に関する免除の見直しの理由が書かれています。社会教育法における公民館に関する主な規定が、改定されていないのにも関わらず、ここにきて、受益者負担の原則と市民全員の平等性と公平性の確保を理由に、減免の見直しを進めようとしています。市民にはもっと丁寧な説明が必要であると思われま。</p> <p>また、公民館は、地域住民が文化や教養、地域課題などを学んだり、生きがいや仲間づくりなどを目的としています。公民館を利用する人の多くは高齢者であり、高齢者にとって公民館は最も大切な居場所となっています。しかし、今まで使用料が免除されていたものが、今回の見直しにより免除の対象でなくなることにより、個人負担がかなり大きくなり、存続が危惧されるサークルも出てきそうです。長寿社会と言われる今日、高齢者が多くの仲間と交流し、生き生きと暮らすことができる、高齢者にとって住みやすい日高市であり続けたいと切に願っています。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことにより、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。</p> <p>公民館の設置目的に改正はございませんが、使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。</p> <p>高齢者の施設使用についてですが、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p> <p>これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p> <p>※参考資料を記載いただきありがとうございます。サークルが特定されるのを防ぐために、公表時は省略させていただきますが、参考とさせていただきます。</p>
38	<p>日高市俳句連盟ですが、市民文化祭のための会議、作業等（こども俳句展、市民俳句展、曼珠沙華俳句展）で公民館を幾度か使用させていただいております。各サークル（句会）の使用の有料化は了解いたしました。連名の上記のような使用についてはご一考いただけないでしょうか。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>各文化連盟については、公共的団体の例示にある「加盟スポーツ団体」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱うことを検討しています。なお、連盟を構成する個々のサークルにつきましては公共的団体には含まれません。</p>
39	<p>私達は武蔵台公民館でサークル活動を行っています。</p> <p>私達のサークルは少人数である為、今回の使用料減免の見直しが実施されると現在の会費では賄いきれず、会費を上げざるを得ません。年金暮らしの高齢者が多く、個人によっては大変厳しい人もいます。私達のささやかな楽しみを奪う今回の使用料の減免見直しを一考して頂きたいと切にお願いいたします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。</p> <p>また、公民館の利用に高齢の方が多くいることは認識しておりますが、公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p> <p>ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>

40	<p>高萩公民館長殿 日頃より〇〇〇〇の諸活動に協力いただきありがとうございます。地域市民との交流親睦を大切に地域社会に貢献する事を目的として、茶道教室、家庭教育、調理実習、郷土の歴史勉強会、等を実践してきました。 そのなかに於いて、グループとして年会費等の徴収はなく、講師のご厚意により謝礼は無しとしてあります。尚材料費は参加者負担となっております。今般、ご説明の施設移転新設に伴う使用料につきましては、最小限の負担金の徴収を、希望致します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々サークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>「基準（案）」の中では、なるべく皆様の負担を軽減するため、令和6年度までの経過措置を設けております。 公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
41	<p>公民館等の有料化に反対。従来どおりにおねがいします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
42	<p>統一的な減免基準の対象となる施設についてですが、「公民館」については今回の対象となる施設としての位置づけには疑問を感じます。「公民館」は教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系のなかに位置づけられています。「公民館」の目的は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。（社会教育法第20条）運営の原則として、地域性・教育専門性・公共性が掲げられています。予算においては、「市町村の予算でまかなわれることが原則ですが、場合によっては、参加者から少額の負担（必要経費など）を徴収することもあります。」となっています。参加者の負担は常ではなく場合によってはとなっています。場合とは公共性のない活動、収益のある活動、政治活動などがあげられます。公民館の目的に則って活動している市民団体には、今まで通りの使用料100%減免の措置があつてしかるべきだと思います。</p> <p>また、減免の見直しの根拠に受益者負担の公平性をあげていますが、受益者とは利益を受ける人であり、公民館で活動する市民団体は利益を受ける人ではありません。活動によってコミュニティが形成され、住民同士のきずなが深まります。学ぶだけでなく、学習の成果が社会に役立つ回路を拓きます。公民館で活動する市民団体は、将来的に社会に利益をもたらす人であると考えます。</p> <p>行政の責任・役割としては、個々の住民のスキルアップが目標ではなく（それだけでは不十分で）すべての人の「学習権」を保障し「人々＝私たち」の文化資本や社会資本の形成につなげる役割があります。</p> <p>社会教育委員という立場としても、今回の減免基準の対象施設から「公民館」を外すべきだと考えます。</p> <p>ただし、テニスコートにおいては、公民館の管理運営施設の位置づけとせず、市内小中体育館や市内グラウンドと同じくアリーナ内の指定管理者に管理していただき、受益者負担の対象となる施設とするのが適当であると考えます。</p> <p>〇〇委員 〇〇〇〇</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>地方自治法においては、第225条で「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定されており、個人のために行うサービスにおいては、税とは別に金銭的な負担を求めることができます。公民館などの施設では、冷暖房などの電気代、トイレなどの水道・下水道代など施設の運営や、机・イスなどの更新、建物の屋根・壁の修繕など、維持にかかる経費の一部を賄うために利用者に負担いただく使用料を条例で定めておりますが、これを免除することは施設を利用した人の負担が全く無く、本来は利用者が使用料にて負担すべき金額を、施設を利用していない人を含めた税金等で補填することになり、市民全体での公平性を欠くこととなるため、減額・免除といった制度は特例として最小限にとどめる必要があります。</p> <p>また、施設の使用料については、施設利用の対価として徴収するものです。そのため、本基準（案）の中で、「受益者」という言葉は、あくまで「施設の利用者」という意味合いで使っております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
43	<p>〇「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準(案)」全般にかかわる意見 利用者負担の原則にしたがい、これまで市民の公共施設利用者のみが負担していた使用料を市外の利用者にも求めることは、市民の拠出したファンドの外部流出を抑制するという観点からは望ましいと思われる。その一方で課金制の導入により、市外の利用者は対価を支払ったという「市場取引の感覚」を持つことになり、当該施設をこれまで以上に利用する可能性もあり、施設のメンテナンス費をはじめとする市民利用者の負担がかえって増えてしまう不測の事態も起こり得る。市外利用者の行動の動機の変化によって軽減されるはずであった市民のファンドが締め出された場合の対応も考慮に入れて減免を実施すれば、市民の不満や負担が一層減っていくように思う。</p> <p>〇資料10の3.「障がい者に対する使用料の配慮について」 資料10の「障がい者に対する使用料の配慮について」では、障がい者を主な構成員とする団体の市民プールの占有利用について、休館日には入場料を無料とする方針が打ち出されている。これは、高齢者の団体や介護施設にも適用を認可するのが望ましいと思われるが、そのように設定されなかった経緯について市民の不満を回避するためにご説明をお願いしたい。</p> <p>〇資料10の5.「現在無料となっている施設の有料化について」 資料10の5.「現在無料となっている施設の有料化について」の項目で、これらの施設の有料化に関して、利用者にとどの程度の負担を求めることになるのか、また今後利用量の変動はどの程度の頻度で起こるのかについて市のホームページや広報ポスターで市民への周知をはかる必要があるだろう。また、もし同種の施設間で利用料が異なる場合には、利用者の偏りを防ぐ施策も必要になると思われる。</p> <p>〇資料9の1の(2).「地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益目的とする事業に使用する場合」 資料9の1の(2).「地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益目的とする事業に使用する場合」で人口規模の異なる周辺自治体と施設利用の相互提携を結ぶ場合、それらの自治体が公共の目的で本市の施設を利用する場合、施設の整備費に必要な財源の違いから、市間で不公平感が生じる可能性があると思われる。この点に関して、市民の不満を回避する観点からも、市としてはどのように公平性や均衡を確保されているのか、ご説明をお願いしたい。</p>	<p>〇「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準(案)」全般にかかわる意見 「基準（案）」をご理解いただきありがとうございます。 本市では、各公の施設の条例の中で必要に応じて市内の利用者と市外の利用者の間に使用料の差を設けております。なお、公の施設について相互利用の協定（使用料について相互に市民料金で利用できるもの）を結んでいる周辺自治体については、現在、減免をしている自治体の方が少ないため、減免等の見直しによって、それらの団体からの利用者が著しく増加することはないと考えます。</p> <p>〇資料10の3.「障がい者に対する使用料の配慮について」 基準（案）においては、1（4）の中で身体障害者手帳等の交付を受けている者やその介護者が使用する場合には、障害者基本法第24条の規程に基づき「減額」又は「免除」とすることとしております。そのため、市民プールにつきましては、これまで、障がい者を主たる構成員とする団体が休館日に占有利用する際に入場料を免除していたものを、今後は本基準や、他の施設との均衡を考慮し、障害者手帳等の交付を受けている者やその介護者が使用する場合には、「減額」又は「免除」していく方針です。</p> <p>一方、高齢者の施設使用につきましては、障害者基本法のように地方公共団体の施設減免について規定している法令はありませんので、今回の基準（案）の中には含めておりません。ただし、老人福祉法第20条の7に規定する高齢者福祉センターが置かれている総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。（これは「高麗の郷」に限っては、障がい者を主たる構成員とする団体についても同様です。） なお、介護施設が施設を使用する場合には、高麗の郷に限ってはその団体の主たる構成員が高齢者又は障害者手帳等の交付を受けている者である場合は使用料が無料、その他の施設にあっては基準（案）1（4）に該当すれば「減額」又は「免除」となります。</p> <p>〇資料10の5.「現在無料となっている施設の有料化について」 有料化する施設は、各公民館及び横手台のテニスコートとなりますが、市内同種の施設との均衡等に配慮しながら、適切な受益者負担割合を設定し、使用料を定めてまいります。また、ご指摘のとおり、その周知につきましても丁寧に行ってまいります。</p> <p>〇資料9の1の(2).「地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益目的とする事業に使用する場合」 基準（案）1（2）に規定している地方公共団体が公用等で使用する場合は、あくまでも日高市民をその事業の対象とする場合を想定しております。基準に基づき、適切な運用がなされれば、周辺自治体との不公平感は起こらないと考えます。</p>
44	<p>少子高齢化、人口減少が進む中、税による施設の維持管理には限界があり、将来に亘りサービスを提供する観点、また納税者の公平感、納得感を得るためにも、利用者がサービスの対価として料金を負担することは当然のことと考え賛成である。</p>	<p>「基準（案）」についてご理解いただき、誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧説明し、基準を適用してまいります。</p>



45	<p>1. 公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）全般にかかわるご意見・公共施設の利用料の受益者負担については、原則として反対する理由はありません。また、例外の取扱いの基準についても、現状の運用を見直し、公平性が担保されるよう規定する必要があるものと考えます。</p> <p>2. 個別ご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページ目の1施設の使用料等に関する減免についての統一的な考え方において、(1)から(3)までに定める当該それぞれの利用者であっても、そのときの目的が、公用若しくは公共又は公益であるかどうかの基準（例えば、当該団体であっても仲間うちのレクリエーションや当該目的の延長上で行うスポーツの練習など）が曖昧にならないよう明示すべきかと思います。また、指定管理者であってもその判断ができるような考慮も必要かと思います。</li> <li>・1ページ目の1施設の使用料等に関する減免についての統一的な考え方において、(4)の身体障害者手帳等の交付を受けている者が使用する場合の「減額」又は「免除」については、障害の等級（重さ）により区別するのでしょうか。</li> </ul>	<p>「1」について 「基準（案）」についてご理解いただきありがとうございます。 基準を適切に運用し、施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保してまいります。</p> <p>「2」について ご意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どういった事業が「公用若しくは公共又は公益を目的とする事業」に当たるかどうかについては、明示することを検討してまいります。ただし、例えば公共的団体が、当該団体の設置目的に沿わないレクリエーション等を行う場合には、該当しないと考えます。</li> <li>・基準（案）1（4）について、障がいの等級によって「減額」・「免除」について判断していくのではなく、各施設の性質等に鑑み判断していく予定です。</li> </ul>
46	<p>使用料の見直しに同意します。</p> <p>P2 サークルの利用者の有料化は必要と思えます。 テニスコートが今まで無料の事実、知りませんでした。有料で良いと思う。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>
47	<p>使用料の減免は、本年10月6日開催の日高市行政経営審議会の資料9にあるとおり、受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ない場合に限定されるべきものであり、市民全体の平等性、公平性が確保されるものでなければなりません。</p> <p>公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直しについては、同資料9の見直し基準（案）のとおり、進めていただきたいと思えます。今後、市民や利用者へ、この案について丁寧な説明を行い、理解を得ていただきたいと思えます。</p> <p>その後、議会への提案についても同様で、議決後、周知期間を経て、施行というフローで進めていただきたいと思えます。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p> <p>公の施設の使用料の「減額・免除」については、各施設の条例の中で市長の裁量に委ねられているため、議会の議決案件ではありませんが、使用料の設定が必要となる施設については、周知期間を設けた条例の改正案を議会に提出いたします。可決された際は、ご意見のとおり、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
48	<p>市民1人1人の平等性と公平性を考慮すると、今回の見直し基準（案）については賛成です。妥当であると判断します。</p> <p>市民の深い理解が得られることと、市税が他用途で有効活用されることを期待いたします。</p> <p>資料102 今後減免の対象ではなくなる利用者への周知が行われる予定とのことですが、改定をきっかけにサークル数減になってしまわないか多少の懸念があります。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p> <p>公民館登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。</p>
49	<p>公の施設の使用料は、日高市は無く、使用料は賛成ですが、金額は市でのお考えの半分以下にしてほしい。また、他の市町からの利用者は、その額の3倍くらいが良いと考えていますが、何か他の市との協定があるとしたら別にありません。</p>	<p>「基準（案）」についてご理解いただき、誠にありがとうございます。 本市では、各公の施設の条例の中で必要に応じて市内の利用者と市外の利用者の間に使用料の差を設けております。なお、公の施設について相互利用の協定（使用料について相互に市民料金で利用できるもの）を結んでいる周辺自治体については、現在、減免をしている自治体の方が少ないため、減免等の見直しによって、それらの団体からの利用者が著しく増加することはないと考えます。</p>
50	<p>公の施設使用料等に関する減免において不足する収入の補填は、市の発展、活性化を伴うと考えた場合必要であろうと思えます。基準を設けることは至極当然であり、減免の統一的な考えは良いと思えます。</p> <p>料金の問題は施設利用者には大きな問題なので、よりわかりやすい周知に努めてもらいたいと思えます。</p> <p>資料102-③ 私立高校等とありますが、県立・私立で違うという意味ですか？他にどのような対象がありますか？</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p> <p>資料10・2③について 私立高等学校は、基準（3）の公共的団体に該当するものと考えておりますが、減免の対象となるのは、市内に所在する学校に限られるため、市外に所在する私立学校という意味で記述しております。「私立高校等」に含まれる他の対象については、個別の団体名に当たるため具体的な回答は差し控えていただきますが、各個別のサークル等が該当します。</p>
51	<p>今まで公の施設の不足する収入分を市税等で賄われていたとのことで、全施設を利用していない市民も負担していることになり、不公平に感じます。</p> <p>市で統一的な基準を定め見直しを図ることは、受益者負担の原則のもとに、施設利用料を負担すべきだと思います。</p> <p>また、見直し後の苦情やトラブルが起こらない様、事前のわかりやすい周知を徹底して行っていくことが大切だと思います。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>
52	<p>公の施設の使用料等に関する減免等の見直しは市民全体の平等性、公平性の確保の観点からしても、その他、総合的に判断して今回の見直し基準案に納得しています。</p> <p>令和6年度まで経過措置を設けるといことで、その間に市民に十分理解、周知してもらうことが出来るので、スムーズに実行していただきたい。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>

<p>職員の皆様におかれましては、日頃より安心・安全の環境整備を推進していることに感謝を申しあげるとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等では全職員一丸となって対応されていることに敬意を表する次第であります。</p> <p>○全般にかかわるご意見 次の観点からご意見申し上げます。 日高市の公共施設の資産老朽化率は警告数値の50%を超え令和元年度は54.9%となっており、将来に向けての維持・更新コストは増大します。市の試算では2045年度までに約350億円（年額12億5千万）かかり、長寿化計画で約10億円に縮減していますが、市の財政推計に基づく目標歳出基準額約8億7千万円には及びません。このような状況下、今回の見直し基準（案）は将来の公共施設運営を確実に推進し、市税等に関し市民全体の平等性、公平性を担保することになる施策の1つと考え、賛同いたします。</p> <p>○個別ご意見 見直し基準が具体的に示されており、特にご意見はございません。</p>	<p>「基準（案）」について、ご賛同いただき誠にありがとうございます。 また、日高市の公共施設の状況につきまして、ご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>
<p>53</p> <p>・ 減免・免除する対象の基準を統一する前に、まずは見直しの基となる使用料の算定方法（施設の経費から割り出すのか、広さの単位当たりなのかなど）について、各施設間の使用料に格差が生じないよう共通の方法を設定し、それに基づいて利用者に説明すべきではないでしょうか。</p>	<p>・ 共通の使用料算定方法を設定することは将来的に必要なと考えていますが、各施設の条例においては、規定されている使用料を納付していただくことを原則としているところであり、例外である減免について見直しを図ることが優先であると考えます。今回、新高秋公民館が建設されることに伴い、各公民館の使用料につきましては、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討しており、その算定方法等については、公民館の維持管理にかかるコストを基に、利用する部屋の大きさ（面積）に応じて算出しています。なお、大きな部屋には調整率を乗じる等、負担の抑制を図っていきたいと考えています。既に各公民館利用者には説明会を実施しております。また、使用料の改定については、議決案件であるため、議会にも丁寧に説明してまいります。各公民館についての本基準の適用は、使用料改定の時期と合わせて行う予定です。</p>
<p>・ 公民館は社会教育の観点から、また総合福祉センターは高齢者福祉と障害者福祉の観点から使用料の減免を行ってきたと思うが、その基準の統一はどのようにされるのか。例えば高齢者のサークルが公民館では有料だが総合福祉センターでは減免となれば、公民館の利用が減るのは明らかです。</p>	<p>・ 基準（案）においては、1（4）の中で身体障害者手帳等の交付を受けている者やその介護者が使用する場合には、障害者基本法第24条の規定に基づき「減額」又は「免除」とすることとしています。一方、高齢者の施設使用につきましては、障害者基本法のように地方公共団体の施設減免について規定している法令はありませんので、今回の基準（案）の中には含めておりません。ただし、老人福祉法第20条の7に規定する高齢者福祉センターが置かれている総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。（これは「高麗の郷」に限っては、障がい者を主たる構成員とする団体についても同様です。）</p> <p>・ ご指摘のとおり、公民館は社会教育の観点から、総合福祉センターは高齢者福祉、障害者福祉等の観点から設置されている施設であり、それぞれ設置の趣旨が異なっていることから、一部に差が出ることはやむを得ない事と考えます。</p>
<p>54</p> <p>・ 現在の公民館サークルは高齢化と少人数化が進み、減免がされなくなると、サークル解散などの引き金となり、仲間づくりや学習機会が減ってしまうのではないかと危惧します。</p>	<p>・ ご意見ありがとうございます。前述のとおり、各公民館の使用料につきましては、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討しております。公民館登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。</p>
<p>・ 行政がやらないから（できないから）市民が行っている活動もあると思うが、施設利用団体や使用目的の公益性を行政側が一方向的に評価・選定してしまっているのではないのでしょうか。</p>	<p>・ 公の施設の使用料の「減額・免除」については、各施設の条例の中で、市長の裁量に委ねられているため、本基準につきましては市長が定めていくこととなります。しかしながら、皆様からのご意見等を踏まえ、本基準（案）を適切に見直し、適用を進めてまいります。</p>
<p>・ 子育て支援や青少年健全育成の観点から、児童・生徒主体サークルの減免は廃止すべきではないと考えます。</p>	<p>・ ご意見ありがとうございます。公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、統一的な基準の中では、年齢による線引きや、所得による線引きで負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。</p>
<p>・ 今回の見直し案について、教育委員会、社会教育委員、公民館運営審議会などはどのような見解をお持ちでしょうか。</p>	<p>・ 本基準（案）について、ご指摘の団体等に直接諮問しておりません。しかし、市民コメントを始め、より広い対象に対して意見を募集しており、その中で該当の関係者からもコメントをいただいております。なお、市民コメントにより飽くまで個人としての意見として受け付けていることから、回答を特定することは控えさせていただきます。</p>
<p>平成19年施行の「日高市立公民館の使用に関する条例施行規則」第6条(2)に、「社会教育関係団体又は生涯学習を推進する団体であって別に定めるところにより団体登録を行っているものが、公民館の設置の目的に適合する事業の用に供するため使用するとき100分の100」の減免と定められているが、これを改正するということか。その場合、改正の理由は。</p>	<p>・ 基準が定まっていない段階であるため、具体的な規則の改正については、申し上げられませんが、本基準に基づいて行う減額・免除等の見直しの趣旨は、基準（案）の前段にあるとおり、市民全体の平等性、公平性を確保することです。</p>
<p>本案の目的は、使用料等の減免を、「受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ない場合に限定」するためとのことだが、財政のひっ迫は議論の背景にあるのか。それとも、財政状況の改善とは関係なく、公平性を実現するためのものか。</p>	<p>・ 前述のとおり、本基準に基づいて行う減額・免除等の見直しの趣旨は、基準（案）の前段にあるとおり、市民全体の平等性、公平性を確保することです。なお、この結果として、施設維持管理費に充てる財源の増加という副次的な効果はあると考えます。</p>
<p>55</p> <p>「市民全体の平等性、公平性」の確保とあるが、ボランティア活動は、平等に課されてはならず、有志が公共サービスを担っているという性質がある。その担い手への負荷を増やすことが、平等性の実現と言えるのか。</p>	<p>・ ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討します。</p>
<p>受益者負担の原則そのものは賛同するが、ボランティア団体の活動における受益者は、必ずしも施設利用者とは限らない。ボランティアサービスの担い手は受益者ではないと考えるがどうか。</p> <p>受益者は、ボランティアサービスの受け手であり、さらには、地域福祉の観点では住民全員であるとも考えうるが、その点はどのように考えているか。</p>	<p>・ ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p> <p>・ 施設の使用料については、施設利用の対価として徴収するもので、本基準（案）は、使用料の減免についてのものですので、ここで言う受益者とは、使用料を納付すべき者、つまり利用者を指しております。</p>
<p>サークル活動の受益者は誰か。手芸やダンス、音楽といった趣味的な活動を行う団体も、居場所づくりやフレイル予防といった観点で地域福祉の役割を担っているという見方が国においては一般的になりつつあるが、日高市の見解は。</p>	<p>・ 本基準（案）における「受益者」の意味合いについては、前述のとおりです。</p> <p>・ 趣味的サークル活動の「受益者」は、一般的にはサークル活動を行っている方々であると考えます。</p>

<p>教育施設であると同時に地域づくりの拠点である公民館、福祉施設でありボランティア活動拠点である高麗の郷など、目的の異なる施設に統一基準を適応しようとしているが、その違いと、なぜ統一基準を適応しようのかの言及がまず必要ではないか。</p>	<p>・本基準（案）は、そこで示された統一的な考え方の下、各施設の性質に鑑み、適用方法や時期を判断していく立付けとなっております。目的のことなる施設であっても地方自治法の規定に基づく公の施設であり、その減免の裁量は市長にあるので、施設を通じた統一的な基準は当然定めることができるものと考えます。</p>
<p>近隣市で本案と同様にサークルへの減免を行っていない市もあるが、それら市町のボランティア活動の活性状況や、活動場所の使用料に関わる課題や解決策については、どのように把握されているか。</p> <p>日高市はボランティア団体数が近隣と比較して非常に多い。これは日高の誇るべき良さであり、行政サービスの行き届かない地域福祉の分野を埋める貴重な資産である。</p> <p>したがって、近隣で減免を行っていない市があるということは、日高がそれを踏襲する理由にはならないと考えるがどうか。</p>	<p>・ボランティア活動を行う団体の減免については周辺自治体に対して対象や手法などの聞き取り等の調査を行っておりますが、減免の有無による効果測定は把握しておりません。</p> <p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後負担軽減を検討してまいります。</p>
<p>公民館でのボランティア活動が、行政ができない公共サービスを担っていることは自明のことだが、「公共的団体」は減免対象とされ、そうでない団体は対象とならない理由は。</p>	<p>・公の施設の使用料を減免するという主旨から、地方公共団体のほか、公共的団体を対象としました。なお、ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>利用料金の減免を廃止する場合、それに代わる活動支援策は検討しているのか。</p>	<p>・公民館、文化体育館、生涯学習センターでは、フリースペースとまでは言えませんが、ソファやベンチが備えられている場所での休憩や談話などは可能です。</p> <p>・総合福祉センターでは、エントランスホールや南東側のホワイエがフリースペースとして利用可能であり、大広間は使用の予約が入っていないときは、フリースペースとして開放しています。簡単な会議や打合せのためのフリースペースの設置については、非常時の避難経路の確保などを含めて、検討してまいります。</p>
<p>日高市ボランティアセンターが令和2年度12月に実施した「コロナ禍におけるボランティア活動に関する状況調査」でも、「活動場所」は団体にとって大きな影響を与えることが伺える。この結果をどう受け止めているのか。</p> <p>市内の多くのボランティア団体は、担い手の高齢化やコロナ禍を受けて、活動の継続自体が難しいなか、地域のために必死で頑張っている現状がある。活動場所に費用が発生することによる、担い手の方々の活動意欲・動機に与える影響、継続性への影響をどう考えているか。</p>	<p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>55 現状、収入のないボランティア団体について、彼らが施設の利用料金を今後どう捻出することを想定しているのか。</p> <p>施設利用料がかからない現状でも、活動経費のため、収支状況は極めて厳しいボランティア団体は多い。活動経費を捻出するために、資源回収を行ったり、切手を集めたりし、それでも足りていないというケースもある。また、受益者であるボランティアサービスの受け手は、社会的弱者であるケースも多く、料金を徴収するのは難しいケースも多い。</p>	<p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>ひきこもり支援事業には「地域で安心できる居場所」の必要性が明記されている。実際に、日高市には、県認定団体であるマロウドの会など、ひきこもり当事者や家族を支えるボランティアグループが存在しており、高麗の郷や公民館を居場所づくりの活動拠点としている。</p> <p>このような「居場所づくり」活動において、受益者負担の原則により利用者から料金を徴収することが成立するとは考えにくいですが、どのように場所代を捻出し、活動を継続しようとするか。</p>	<p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>今回案の適用により、日高市の歳入増額、つまり新たに回収できるようになる利用料金は、どの程度と概算しているか。</p>	<p>・あくまで概算となりますが、現在減免を行っている額を全てご負担いただくと、年間1,300万円程度の増額となります。ただし、基準（案）中に経過措置を設けていることや、一部の施設の使用料体系の見直しを行うことから、実際の歳入増額は、多くともその2分の1である650万円以下を見込んでいます。</p>
<p>現状ボランティアによって支えられているサービスを、市の予算で業者に依頼した場合、桁違いの費用がかかることは容易に想像できる。</p>	<p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>今回の措置で、ボランティア団体の活動が減ることにより、結果として歳入より歳出を増やさざるを得なくなるという事態もありうると考えるが、市の見解は。</p>	<p>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</p>
<p>公民館登録サークルが提供する、高齢者の居場所や活躍の場として、医療費の削減に資している価値を考えたら、使用料による歳入増加は見合わないのではないか。返って市民への不利益ではないか。</p>	<p>・埼玉県の統計を確認すると、各団体の1人当たりの医療費と、公の施設の減額・免除については、直ちに相関はないと考えられます。しかしながら、高齢者が公の施設を使用し、サークル活動等にいそむことは、生きがいつくり、健康づくりに寄与していると考えられます。よって、皆様から頂いた使用料は、各施設を今後も利用しやすいよう整備し、運営していくため、適切に活用してまいります。</p>
<p>利用料金の減免という公民館サークル登録のメリットが減ることで、登録しない団体も増えることが想定される。掃除や草むしり等、公民館登録サークルのボランティアで支えられている施設管理業務を、今後は市が行うようなことにもなりうると考えるが、どのように想定しているか。</p>	<p>・公民館登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。また、清掃等の作業は可能な範囲でご協力をお願いいたします。</p>

<p>ボランティア団体やサークル活動の消失は、文化・コミュニティの消失であり、一度失われてしまったこれらの福祉的財産は、今回増加する歳入額程度の予算措置では再構築できないと考えるが、市の見解は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</li> <li>・公民館登録サークルについては、上述のとおりです。</li> </ul>
<p>市民コメント募集にあたり、公民館の企画運営委員や、日高市ボランティアセンターの運営主体であり高麗の郷の指定管理者でもある日高市社会福祉協議会に対し、事前協議がなされていないと聞いている。</p> <p>突然の市民コメントという今回のプロセスは、今後、官民協働を促進していくという観点で、問題ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の市民コメントは、内容が確定した段階で行っているものではなく、基準（案）の段階でより広く市民の皆様へ意見を募るために行っているものです。また、本基準の策定は、市民参加手続の対象外の案件でございます。</li> <li>・今回市民コメントを行ったことによって、たくさんの市民の方からご意見をいただき、市といたしましても、ご意見の一部を適切に基準の中に反映させるよう検討しているところです。</li> <li>・社会福祉協議会等につきましては、必要に応じ、施設所管課を通じて、基準の適用に向けて適切に情報提供を行う等対応してまいります。</li> </ul>
<p>本案の今後の検討にあたっては、公民館や社協など関係諸団体と、丁寧な協議のもと進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見ありがとうございます。</li> </ul>
<p>市民参加条例に基づいて行政を監視する立場にある市民参加推進会議が10月8日に開催されているが、本案件は諮問されなかった。今後諮問されるべきであると考えているが、いつ頃になるか。本制度の決定の後にならないようにしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基準は多くの市民に影響を与えることから、市民の意見やニーズの聴取が重要であると考えております。その重要性を鑑みまして、前述のとおり、本基準の策定については、市民参加手続の対象外の案件ではございますが、「市民コメントの実施」、「審議会の開催」及び「説明会の開催」の3種類の市民参加手続を実施し、より多くの方々からの意見聴取に努めました。市民参加条例では、市民参加手続を1種類以上の方法で実施することとされており、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加手続により実施することを努力義務として定めています。今回は、3種類の市民参加手続を実施しており、条例において努力義務とされている部分も含めて充足しております。</li> <li>・なお、次回の市民参加推進会議は、年度末を予定しておりますが、以上の理由から本件に関しては、市民コメント結果の報告という形を予定しております。</li> </ul>
<p>市民コメント募集中にも関わらず、公民館でサークル登録団体向けに開催された説明会において、「（有料化は）決定事項ですか？」という質問に対して、「はい。」と回答されたと聞いている。これでは、反対の意見は出にくく、市民参加のプロセスを踏んだとは言えないのではないかと。</p>	<p>今まで実施された市民コメントでは、多くの意見が寄せられることが無く、結果そのままとなることが多いことを引き合いに、減免基準の見直しの基本的な考え方を変えるのはかなり難しいことかもしれませんが、そのためには積極的にたくさんの意見が必要であるという趣旨を話したもので、決定事項ですかとの問いに「はい」と答えたものではございません。</p>
<p>日高市が行った「H25公共施設管理に関する調査」では、「利用者が支払っても良いと考える価格を基に利用料金を設定すべき」が21.4%と、「どちらとも言えない」を除き最多の回答であったが、今回同時に提示されている利用料金の金額はどのように算出したのか。利用者の考えはどのように反映されているのか。</p>	<p>使用料は、「受益者負担の原則」に基づき、公民館の維持・管理・運営に必要な経費を基に算出しています。</p> <p>ご意見のとおり「H25公共施設管理に関する調査」では、「利用者が支払っても良いと考える価格を基に利用料金を設定すべき」が21.4%ですが、次いで「利用者が一部の市民に偏っている施設ほど利用者負担の割合を高くするべき」が15.5%となっています。公民館の利用者は、8割以上が社会教育関係団体であり、アンケート結果にある「利用者が一部の市民に偏っている施設ほど利用者負担の割合を高くするべき」との意見も考慮すべき施設でもあると考えます。</p> <p>なお、施設の性質に応じた「受益者負担割合」を乗じ、公費負担と受益者負担のバランスを取るほか、大きな部屋には調整率を乗じる、貸出体系を見直し、効率的な施設運営とするなど負担軽減が図られる料金体系とする予定です。</p>
<p>公共的団体は、例外として利用料を減額・免除されるとの案だが、新規で公共的団体となることの要件や手続きの整備なくして本案は成立しえないのではないかと。なお、市民活動の硬直化や既得権益化が起こらないよう、新しく公共的団体となることを希望した団体が現れた際は、領域が既存の公共的団体と重複していたとしても、公共性の高さを客観的に評価し、認定されるべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準（案）別紙の中では、公共的団体について、地方自治法第157条第1項に規定される「公共的団体等」を指しております。その中で示されている【「市内の公共的団体等の例」】については例示列挙であり、例示されている団体等以外を排除するものではありません。</li> <li>・地方自治法第157条第1項の解釈によると、「公共的団体等」は「公共的活動を営むものであること」「市内に事務所等が設けられていること。又は、その活動が日高市内で行われていること」「市長が、当該団体に対して総合調整権を有していること」などが要件として挙げられています。</li> <li>・また、基準（案）の中では、当該団体が市民を対象に「公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に市の公の施設を使用する場合」に限って減額又は免除されます。</li> <li>・基準（案）中の「公共的団体」として取り扱うか否かは以上から判断されます。</li> </ul>
<p>国から市町村に対し重層的支援体制整備事業の整備が求められているなか、日高市は本事業のモデル地区となることを宣言し補助金を得ているが、本案は、本事業とのすり合わせはできているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業は、事業を通じて、市全体で属性によらない包括的な支援体制を整備することが目的であることを踏まえ、地域づくり事業においても、地域住民を広く対象として居場所や交流の場が提供されることを目指していくことが求められており、同時に、人、場、活動、サービス、情報等あらゆるものを地域の社会資源と捉え、その活用を求められていることも認識しすり合わせを行っております。なお、重層的な支援体制整備事業は、社会福祉法等の改正により実施されるものですので、公の施設の減免の有無に関わらず、全国的に移行が進められていくものです。</li> </ul>
<p>巾着田の駐車場は、日高市民は今後も無料で使用できるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日高市巾着田多目的広場条例第9条第1項ただし書の規定に基づき無料と定められた事項であり、いわゆる減免ではないため、基準（案）の適用によって見直されるものではありません。</li> </ul>
<p>ボランティア活動を継続するために、活動場所の観点で最も困っているのは、運営のための打ち合わせの場所である。何か月も前から会場を抑えるような性質の会議ではないため、現状でも会議室がとれずに困っている。</p> <p>さらに、場所代がかかるとなると、ますます運営会議の場を持ちにくくなり、活動の非活性化につながることは想像に難くない。せめてもの代替案として、高麗の郷や公民館に、簡単な会議のためのフリースペース（飯能市の市民活動センターの広間のようなイメージ）を設置できないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体の取扱いについては、前述のとおり今後検討してまいります。</li> <li>・公民館、文化体育館、生涯学習センターでは、フリースペースとまでは言えませんが、ソファやベンチが備えられている場所での休憩や談話などは可能です。</li> <li>・総合福祉センターでは、エントランスホールや南東側のホワイエがフリースペースとして利用可能であり、大広間は使用の予約が入っていないときは、フリースペースとして開放しています。簡単な会議や打ち合わせのためのフリースペースの設置については、非常時の避難経路の確保などを含めて、検討してまいります。</li> </ul>

55	<p>受益者負担の原則を真に実現するために、「ボランティア団体」は100%減免、「サークル」は利用者負担、という整理にしてはどうか。ボランティアとサークルの定義は丁寧にする必要はあるが、おおまかには、公共への貢献を目的にしている活動はボランティア、会員自身の学習や楽しみを目的にしている活動はサークル活動、とする。そして、「ボランティア団体」は、ボランティアセンターへの登録をもって認定されるものとする。 つまり、社会福祉協議会が認定し、その後の活動状況の把握も担う。 ボランティア団体は、すべての公民館を無料で使えるとする。 こうすることで、受益者負担の原則に基づいた明確な統一基準を設定することになり、さらに、ボランティアセンターの機能強化、公民館の地域づくり拠点としての機能強化につながる。</p>	<p>・ご意見ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただき、今後、ボランティア団体への取扱い等検討し、基準を策定してまいります。</p>
56	<p>不足する収入の補填は施設を利用する人と利用しない人の平等や公平を確保し施設の使用料の減免の見直しをお願いします。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>
57	<p>受益者負担の原則や市民全体の平等性、公平性の観点より見直し案に理解はできるが、利用者への丁寧な説明や減額、免除見直し後の使用料のシミュレーション等、分かりやすい形での周知をよろしくをお願いします。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。今後、市民の皆様には丁寧に説明し、基準を適用してまいります。</p>
58	<p>他市はすでに有料になっている中で今まで無料で利用できた事は大変有難く感謝しております。又、この機会に各公民館統一、見直しは良きことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料について       <ol style="list-style-type: none"> <li>①いつ支払うのか？</li> <li>②支払後のキャンセルはどの様になるのか？</li> <li>③どの様に支払うのか？（自動機チケット制・・・）</li> <li>④一般有料団体は優先されるのか？</li> </ol> </li> <li>・経費節約 年間7,000万円の経費が掛かると説明されたが公民館だよりに載っている講座のおかげのお知らせが各戸に配布されるのは用紙の無駄、経費の無駄！</li> <li>・時間配布 集会室の利用希望が多い時は9-11、11-13、13-15の様にしてはどうか？</li> <li>・サークル会費 サークルの中に他市のメンバーは何%までOKか？規約はあるのか？</li> <li>・P2の計算式区分表について この表によると、大（300円）は武蔵台・高萩のみであり、他は中（200円）になっている見直しをすると説明があったが、貸出面積範囲（㎡）で決めるのであれば見直しせずこの表で決めて欲しい。</li> </ul> <p>【川公】 小100円 集会室（48）、学習室（30）、休養室（45） 中200円 大集会室（121） 大300円</p> <p>【南公】 小100円 学習室（50）、保育室（25） 中200円 集会室（144）、休養室（96） 大300円</p> <p>【高マ】 小100円 学習室（40）、休養室（39） 中200円 大集会室（142）、集会室（97） 大300円</p> <p>【ムサシ台】 小100円 学習室（61）、保育室（19）、休養室（66） 中200円 大300円 集会室（153） 多目的ホール（298）400円</p> <p>【北公】 小100円 第2集（48）、学習室（44）、休養室（53） 中200円 第1集（144） 大300円</p> <p>【高萩】 小100円 休養室（32）、調理（69） 中200円 学習室（88） 大300円 集会室（156）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P3日高市立公民館の使用に関する条例日高市例規集について この表が細分化されるとの事、この表は時間、室ごとの分け方がおかしい 午前使用約3時間で1800円（1時間辺り@600円）午後使用約5時間使用で1800円（1時間辺り@360円） 例えば「休養室」 高麗公民館39㎡350円高麗川公民館45㎡600円高萩公民館32㎡600円高萩北公民館53㎡600円武蔵台公民館66㎡600円 「学習室」 高麗公民館40㎡600円高麗川公民館30㎡350円高麗川南公民館50㎡350円高萩北公民館44㎡600円武蔵台公民館61㎡600円 ばらつきがある。P2の表の様に、大・中・小に合わせて見直しを。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「使用料について」 ①現在検討中ですが、使用料は、原則として当日の利用開始前までにお支払いいただく予定です。 ②条例第5条第3項の改定は予定していません。支払い後の利用者都合でのキャンセルは、返金いたしかねますので、予めご了承ください。 ③券売機の設置を検討しています。 ④登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。</p> <p>「P2の計算式区分表について」 「P3日高市立公民館の使用に関する条例日高市例規集について」 公民館の利用時間については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p> <p>経費節約などのご意見については、ご提案として承ります。</p>
59	<p>公民館は、地域の人々が、学び楽しむことを通して交流する場だと思います。高齢化社会を迎えて、誰もが気軽に立ち寄れるよう、使用料は低く抑えて欲しいです。今回の使用料の見直しは、財政上の問題ですか？それとも受益者負担の原則を周知徹底するためでしょうか？料金については1㎡あたりというよりは具体的に各々の部屋（集会室、学習室、休養室等）ごとに1時間〇〇円というようにしていただくとうわりやすいと思います。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。本基準に基づいて行う減額・免除等の見直しの趣旨は、基準（案）の前段にあるとおり、市民全体の平等性、公平性を確保することです。公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>

60	<p>使用料金、集会室 ○1時間300円</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。 公民館の使用料金については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
61	<p>①現在、私たちの○○サークルでは、コロナ禍も影響し、会員は7名に減りました。毎月4回で講師料（2万円）を支払うために、会費を2000円から2500円に値上げしました。それでも足りず今迄の残金で何とかやりくりをしております。今年、10月から大ホール使用料が1時間半で900円が4回で3600円、今までは1/2に減額されても各自の負担が増え、会の存続も危ぶまれます。どうかこのような現状を受けとめていただき、施設の使用料を検討していただきたく存じます。</p> <p>②今回の施設の見直しにより、それぞれサークルの使用料がどのように使われるのか具体的に提示していただきたいと思っております。</p> <p>③このような施設の見直しだけでなく、たとえば別のところからの収入も考慮されてはいかがでしょうか。巾着田公園の使用料など駐車料金以外に（パーベキューなどで水道やトイレの利用含め）使用料を徴収するなど検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>①サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いたします。なお、公民館の使用料金については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p> <p>②皆様からいただいた使用料は、各施設の整備充実や運営経費の一部や事業の充実等に使うこととなります。</p> <p>③今回は、各公の施設の使用料の「減額」又は「免除」についての見直しについてご意見を募集しているものですので、ご提案として承ります。ありがとうございます。</p>
62	<p>資料2 2基準について (5)</p> <p>1. 当○○クラブは市の文化交流の一環として、市民相互の親睦を兼ね、いきがいと文化発展の為、促進するべきものと考えます。</p> <p>2. 市民がいきいきと活動する市は活気に満ち、楽しく明るい市とあり、他の模範ともなります。</p> <p>3. 公民館使用を一律に受益者負担とした場合、門戸を広く開放しているサークル活動は縮小の一途をたどることとなり、かえって市民全般の不利益になることが考えられます。</p> <p>以上のことから、公民館の利用が有料となった場合、○○クラブの性質上、毎週（土）の利用、長時間の使用が不可となり、サークル活動である○○クラブそのもののそんぞくが不可能となります。このことから使用料の免除をお願いするものです。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、市民の皆様が公の施設を使用し、サークル活動等に勤しむことは、生きがいづくりに寄与していると考えられます。また、皆様が生きて活動することは、日高市にとってとても重要なことです。皆様から今後いただく使用料は、各施設を今後も利用しやすいよう整備し、運営していくため、適切に活用してまいります。</p> <p>サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。公民館の使用料金については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してはしておりますが、利用時間が長くなれば当然のことながら要する経費も大きくなります。ご理解の程、よろしくお願いたします。</p>
63	<p>武蔵台公民館でサークル活動をしております。 使用料に関しての意見 時代の流れで使用料の必要性がでてくるのはいたしかたないかもしれませんが活動時には会費等を集約しておりさらに部屋の使用料となると現在人数が減ってきているので個人負担が増えることになり活動縮小も考えねばと思っております。いままで登録サークルは無料にして頂いているので公民館の行事や市からの要請もさまざま協力させて頂いておりましたがこの先出来るか見通しがたちませんせめて使用料の減額等を考えていただけないでしょうか。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いたします。 なお、登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
64	<p>公民館の使用料金について夜間PM5時～PM10時ではなく、2時間単位ぐらいの小分けにして頂き、少しでも使用料を安くして頂きたいと思っております。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 各公民館の使用料金につきましては、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
65	<p>これまでの公の施設使用料等についての減免・免除を、受益者負担の原則により市民全体の平等性、公平性が確保される為に廃止されることについての意見です。 私は、市のこの趣旨について反対する者ではありません。しかし、市からの説明資料の中では障がい者については例外措置がありますが、高齢者については記載されてありません。 日高市内の高齢者人口割合は年々増加しております。配偶者を亡くされた高齢者が、家に引きこもりとなって孤独死になるケースも国内ではありますし、今回のコロナ禍では一層その傾向が現実味を帯びてきました。 自覚ある高齢者の方々は、認知症や体力低下等の防止を目的に公民館でのグループ催しに参加されておられる場合があります。高齢者が絵画、書道、コーラス、ダンス等々を楽しむことで、脳や筋肉が活性化されて、いつまでも健康に長生きされることが期待できます。そのことで買い物やレジャーにも積極的になり、日高市も活性化されてくると言っても過言ではないと思っております。 若者が日高市内に移住されることも大切ですが、高齢者の孤独死をなくすことも市としては考えなければならぬと思っております。 従って、今回の利用料免除廃止についての受益者負担は、高齢者には当てはまらないように思えます。日高市の街づくりには若者だけではなく高齢者も一緒に参画すべきと思っております。 そこで一つの提案ですが、公民館などを利用されるグループに65歳以上の高齢者が一人あるいは二人以上あるいは半数以上参加された場合には、利用料金免除となるように改定してはいかがでしょうか。</p>	<p>「基準（案）」について、ご理解いただき誠にありがとうございます。 また、高齢者の減額・免除についてご提案いただきありがとうございます。</p> <p>基準（案）においては、1（4）の中で身体障害者手帳等の交付を受けている者やその介護者が使用する場合には、障害者基本法第24条に基づき「減額」又は「免除」とすることを規定しています。 一方、高齢者の施設使用につきましては、障害者基本法のように地方公共団体の施設減免について規定している法令はありませんので、今回の基準（案）の中には含めておりません。ただし、老人福祉法第20条の7に規定する高齢者福祉センターが置かれている総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。</p>

<p>要望 日高市内の美術団体「市内の公共団体」として認可いただきたいこと</p> <p>現在日高市内において活動している美術関係団体とし ・日高市絵画連盟 ・日高市書道連盟 ・日高市立体造形工芸連盟 ・日高市写真連盟 ・日高市美術家協会 がありそれぞれが地域の美術文化の振興のため活動しています。 市主催の日高市美術展、市民文化祭にも参加、運営にも協力しています。 日高市文化協会解散後も互いに連携、協力しながら日高市の文化振興に尽力しています。資料別紙【市内の公共団体】の中に文化関係団体が含まれておりませんが上記の5団体、及びそこに加入している団体を市内の公共団体に準じた扱いとして認めて戴きたく要望する次第です。</p> <p>総合福祉センター研修室の展示利用について 現在、各連盟始めいくつかのグループでは総合福祉センターの研修室を会場として作品の展示を開催しており、使用日数は飾りつけを含め、6日間ほどです。有料になった場合高額になるのでは、と懸念されています。 展示会は自分の作品を見てもらうのも目的のひとつですが、美術文化に馴染みのない、また、大きな作品と接する機会の少ない地域の人達に見てもらう、地域文化の裾野を広げていくことも大きな目的です。 上記事情理解頂き減免対象となるようお願いする次第です。</p> <p>意見 公民館の基本理念として『地域の為に社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割があります。公民館は住民同士が「つどろ」「まなぶ」「むずぶ」ことを促し、人づくり、地域づくりに貢献する。』とあります。 事実、多くの住民、サークルが公民館を利用、活用し、生き甲斐作り、仲間作りの一環となっています。 しかしながら、高齢化は進む一方、比較的若い年齢層が入ってこないため、利用グループの構成人数が減少傾向にあり、グループそのものが維持できなくなり、解散一歩手前の状態にある団体も多くあります。 財政逼迫のおり受益者負担は止むをえないと思うが「公民館」の公的理念に鑑み、利用者減少につながらないよう最小限にとどめるよう配慮頂きたい。</p> <p>総合福祉センターの減免範囲、適用料金などわかりませんが今まで適用されてきた高齢者グループの減免措置については今後も継続してほしい。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>各文化連盟については、公共的団体の例示にある「加盟スポーツ団体」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱うことを検討しております。なお、連盟を構成する個々のサークルにつきましては公共的団体には含まれません。 総合福祉センターの利用につきましても、その利用主体が公共的団体に当たるかどうかによって、上述のとおり公共的団体として減免していくこととなります。</p> <p>また、総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。</p> <p>登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。</p>
<p>66</p>	<p>公民館のローガン「生きがい、ふれあい、学びあい」とあるように、公民館で過ごす時間を楽しみにしている方は多いと思います。 中でも年配の方の利用者はたくさんいらっしゃると思います。今後、使用料が負担となって利用できなくなるとなれば、今まで身近であった公民館が遠い存在になってしまいます。 使用料が発生するのは仕方ないと思います。 でもできるだけ負担にならないように、令和6年度以降も少しずつ段階的に上げていっていただきたいと思っています。</p>
<p>67</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 基準（案）の中では、減額割合を2分の1以内とする経過措置は令和6年度までとしております。また、公民館については、現在の貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。</p>
<p>68</p> <p>資料2P1（4） ・そもそも、エレベーターのない公民館、減額・免除の話にもならない。 ・北公民館の身障トイレの出入口のカーテンの様などびら介助者がいても、とても不安、見えてしまわないか、ぶつかって開いてしまわないかと、こわい。 ・北公民館1Fトイレ改修され、とても期待していたが、スペースに難あり、体格や体の具合によってはきびしい状況である。（なんでこっちはなおさない？）</p> <p>資料1P1、2 ・北公民館テニスコートにはお世話になっている。雨の日用のコートみずかきブラシ等備品はいいに利用し、倉庫内のブラシの整とんも、きちんとそろえて使わせてもらっている。コートの材質上、ひび割れ箇所がかなりあり気になる。料金を発生するとするならば、改修を希望する。ひびにうめ込む様な改修ならば、やっても、もったいないので費用はかけてほしくない。なにか、最善な方法はないのか。 ・公民館から料金とると決まってしまうのであれば、総合公園コートを増額、無料にしてほしい。公民館にはいつもお世話になっている。窓口の方々にも大変良くしてもらっている。除草が大そうじ、会議等なんでも協力するので公民館はみんなが無料でいつでも気軽に立ちよれて、コミュニケーションがとれる場所であって欲しい。</p> <p>・もし、料金とると決まったら、部屋の利用時間外に、じゅんぴ、片付け時間（前後10分位）の余裕時間帯をもうけてほしい。消毒は必要な日常だから十分な時間がほしい。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。 公民館のトイレは、新型コロナウイルス感染症対策のため、洋式便器に改修したものです。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。 なお、利用時間は原則として準備と片付けを含めての使用となりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>69</p> <p>今まで公の施設の使用料は減免ということで利用させて頂いておりました。 ここで減免により不足する収入の補填は施設を利用していない市民の市民税も含めて賅われることになるため、市民全体の平等性も含めて賅われることになるため、市民全体の平等性・公平性は市民のためにいろいろな面で広く使われるものと思います。施設を利用しているひとは少人数ではないと思いますが。 施設を利用しての活動は教育、文化、健康などいろんな面において有意義なものと思われます。直接利益はでないかもしれませんが、豊かな市になるために一役かっていると思います。もう少し検討して頂けたらと思います。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。 ご意見のとおり、市民の皆様が公の施設を使用し、サークル活動等に勤しむことは、健康等の面で有意義であり、日高市にとってとても重要なことです。</p> <p>一方で、公民館などの施設では、冷暖房などの電気代、トイレなどの水道・下水道料金など施設の運営や、机・椅子などの更新、建物の屋根・壁の修繕など、維持にかかる経費の一部を賅うために利用者に負担いただく使用料を定めておりますが、これを免除することは施設を利用した人の負担が全く無く、本来は利用者が使用料にて負担すべき金額を、施設を利用していない人を含めた税金等で補填することになり、市民全体での公平性を欠くこととなるため、減額・免除といった制度は特例として最小限にとどめる必要があります。</p> <p>サークルの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>

70	<p>いつも大変お世話になっております。〇〇〇〇、ひまわり探検隊等で10数年活動させていただいております。</p> <p>今回の施設利用料の見直しについて、主に会費で運営している当団体（〇〇〇〇）は、窓口を社会福祉協議会に置いているので、高麗の郷を活動場所として利用しています。有料化となりますと負担も大きく、ボランティアで相談勉強会を開く回数や定例会も減ってしまい、当事者の声（困りごと）に寄り添うことができないのではないかと懸念しています。当団体の位置づけをどこに置くか、障がい者の当事者団体（親の会）なのか、支援団体（市民活動）なのか。有料化にあたり対象の条件など詳細が今はまだわかりませんが、1つの意見としてコメントさせていただきました。利用料については反対ではありません。しかしながら、ボランティア活動は衰退してしまうような気がしてなりません。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝いたします。</p> <p>現時点で個別の団体について申し上げることはできませんが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討しています。</p>
71	<p>前書き部分 ①これまで利用者の支援、施設利用の促進等を目的に使用料等の減免が行われてきたとあるが、この度の見直しはこれらの目的が達成されたため行われることになったのか、なぜ今、見直しが必要なのかの説明が不足している。</p> <p>P23施設の有料化 ②①と同様、現在無料となっている施設が今まで無料であった目的が達成されたため有料化となるのかの説明が欲しい。</p> <p>参考資料2. 施行により減免の対象でなくなる利用者 ③有料化の目的の一つとして「他自治体との均衡」が挙げられているが、自治体はその実情に応じて独自の施策を行うのが望ましく、公の施設の利用料については「他自治体との均衡」は不要と考える。</p> <p>その他 ④減免の対象でなくなる利用者の内、特に「公民館登録サークル」については、公民館が高齢者の健康増進の場となっていると考えられることから登録サークルが一律に減免の対象から外れることには問題があるのではないかと懸念している。また、公民館や生涯学習センターは社会教育施設であることから、市民の学習活動は推奨されるべきであり、市民の学習権が保障されることで良い社会の実現につながると考えられる。以上のことから、公民館および生涯学習センターについては、「受益者負担」の「受益者」は施設利用者本人だけではなく、公民館を利用しない市民にも利益が還元される。よって、「公民館登録サークル」が減免の対象から外れることには反対である。</p> <p>公の施設の使用に関する施策は市民自治に関わることであり、意見募集の期間が1か月では短いのではないかと懸念している。説明会についても対象者を広げて回数を増やして開催して頂きたい。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「①」について 各公の施設では、それぞれの施設の条例において使用料を定めており、施設を使用する際には既定の使用料を納付していただくことを原則としています。その一方で、障がい者への配慮や、社会教育団体などの活動を支援・推進する観点から、使用料の減額・免除制度を施設ごとの基準により特例的・政策的に設け、利用者の負担額を調整することで施設利用の促進を図ってまいりました。しかしながら、施設ごとに異なる基準により減額・免除を行っていることから、施設を利用する人と利用しない人との平等性、そして、利用者間の負担の公平性が損なわれている状況にあります。</p> <p>本来、公の施設の使用料は、施設の維持管理や運営に要する経費を、その施設の使用の対価として利用者が公平に負担するものであり、公の施設の使用に対してその反対給付として徴収される性格を有するものです。減額・免除の制度が特例的な措置であることを明確にし、その範囲も本来の目的に即して限られたものとする必要があることから、施設利用者の負担、つまり、受益者負担の適正化を図るとともに、市民全体の平等性を担保するため、基準の策定を検討することに至ったものでございます。</p> <p>「②」について 公民館のテニスコート等については、館と同様に利用促進を図ることを目的に使用料を定めず運営を行ってまいりましたが、今回の基準策定に当たって、市内の同種の施設との均衡を図り、各施設の運営経費の一部について使用料を徴収することによって賄っていくべきと考え、有料化を図ろうとするものです。</p> <p>「③」について 現在、近隣市町と公の施設の相互利用について連携協定を結んでいます。これは、それぞれの市民が、協定を結んでいる自治体の施設を利用する場合に、その自治体の市民料金で利用できるというものです。そのため、例えば、日高市の施設が無料である場合に、同種の施設が有料である近隣市から過剰に利用者が流入する可能性があります。また、例えば他自治体に比べて日高市の使用料が高額であった場合、「日高市の使用料は他自治体より高い」と意見を述べられる方もいらっしゃると思います。（今回のコメントでもありました。）ご意見のとおり日高市の実情に応じた施策が望ましいのですが、他自治体の状況を全く勘案しないというわけにもまいりません。</p> <p>「他自治体との均衡」については、使用料を設定する上で考慮すべき一要素であり、その他の要素も総合的に勘案した上で、日高市の使用料を設定していくものです。</p> <p>「④」について 使用料は各施設の条例において利用者が納付することと定められています。したがって、本基準（案）の受益者とは使用料を納付すべきもの、つまり、利用者を指しています。なお、基準の適用後であっても、皆様からいただいた使用料を当該施設の整備充実や運営経費の一部として使用することによって、高齢者の健康増進を支援し、市民の学習活動を推奨してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、本基準は多くの市民に影響をあたえることから、市民の意見やニーズの聴取が重要であると考えております。その重要性を鑑みまして、本基準の策定については、市民参加手続の対象外の案件ではございますが、「市民コメントの実施」、「審議会の開催」及び「説明会の開催」の3種類の市民参加手続を実施し、より多くの方々からの意見聴取に努めました。今後も、市民の皆様には丁寧な説明をしてまいります。</p>
72	<p>公共的団体に「〇〇囃子保存会」のような伝統・郷土芸能を守り継承している団体を加えること。</p> <p>現在使用料を設定していない施設には（今後）設定するものとするがありますが、現在設定している施設も改めて使用料を設定することになりますか。そうだとすれば使用する施設（部屋）の光熱水費の負担程度にしていきたい。</p> <p>以上</p> <p>*理由 「〇〇囃子保存会」は、160年以上前から〇〇地区に伝わる伝統・郷土芸能である〇〇囃子を守り伝承することを目的としています。この目的を達成するために、未就学児から大人まで30数名が週2回公民館の1室で稽古に励んでいます。これを支援するため200数十名の会員の年会費（1000円）を主な運営資金として活動しています。現在は公民館の使用料は免除されていますが、今後使用料を負担することになれば保存会の活動に支障をきたすことになりかねません。郷土芸能が途絶えることになれば、社会（市民）全体の貴重な財産を失うこととなります。このため、新たな負担増となる使用料の免除または最低限の受益者負担として光熱水費程度をお願いするものです。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。</p> <p>日高祭囃子連合会は、公共的団体の例示にある「日高市スポーツ協会」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱います。なお、連合会を構成する各団体は公共的団体には含まれませんので、各団体が施設を利用する場合には使用料をいただくこととなります。</p> <p>皆様のご負担を軽減するため、基準（案）の中では、令和6年度までの間において減額割合を2分の1以内とする経過措置を設けております。公民館につきましては、貸出し体系を見直し、効率的な施設運営による利用者負担の軽減が図られる料金設定とすることを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p> <p>なお、郷土芸能の伝承等は重要と考えていますので、今後何らかの支援を考えてまいります。</p>
73	<p>1、今回の基準における「公共的団体」のとらえ方を今少し広くとらえてほしいと考えます。</p> <p>また 2、地域の特性等を踏まえて施設の判断を加味できるような文言があっても良いと考えます。それを1（5）で表していると思われるが、その中で「政策的な理由により」と表現している部分に「施設の設置目的、利用者の資格や利用目的を鑑み」という文言（市民コメント募集の中にある文言）を追加することを考えてほしい。</p> <p>73 構成員の為に活動を行う趣味のサークルや愛好会とは異なり、郷土芸能の伝承と保存及び後継者の育成のために活動する団体を応援していただきたいの思いがある。また料金設定とも絡みますが、今までのように利用できない可能性そして継続利用する者には支払いきれないため練習場所なしになる可能性がある。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「1」について 本基準（案）の中では公共的団体については、地方自治法第157条第1項に規定される「公共的団体等」に限定しております。</p> <p>「2」について ご指摘の文言（施設の設置目的、利用者の資格や利用目的を鑑み）については、本基準（案）の前段に記載されており、本基準（案）を作成する上での前提となっております。よって、1（5）で政策的な理由により「減額」又は「免除」を行う場合であっても、当然、施設の設置目的、利用者の資格や利用目的を鑑みた上で、その実施を決定していくこととなります。</p> <p>※参考資料を添付いただきありがとうございます。団体が特定されるのを防ぐために、公表時は省略させていただきますが、参考とさせていただきます。</p>



74	<p>〇〇囃子保存会に所属する〇〇〇と申します。 日頃、〇〇公民館を活動の場として使わせていただいております登録団体です。 今回、こちらの市の基準に従うと〇〇囃子保存会は公民館の一登録サークルに属すると思われず。 ただ、〇〇公民館利用にあたり、〇〇囃子保存会はその設立当時、公民館長の声かけのもと、発足されました。また、現在も〇〇小学校の四年生社会科授業において地域の伝統行事として演奏・紹介されております。 また、当会が先日受賞した埼玉県「シラコバト賞」の受賞対象者の要件にも以下のことが書かれていました。「設立目的や活動内容から、団体構成員のためだけにおこなわれていると一般的に認められる活動、趣味のサークルや愛好会など、団体の活動が完結的で他への発展性のないものは対象外です。」 このような要件をクリアしないといただけない賞なので、極めて地域社会に貢献した活動と自負しております。 活動は現在、週二日（火曜日と金曜日）夜間の利用しており負担も大きくなります。 市の統一的基準の設立はいいと思うのですが、判断基準に、地域の公民館が、その地域の特性を踏まえた活動の認定判断があってもいいと思うのですが、いかがでしょうか。また、当会以外にも、お囃子の団体として地域社会に貢献している活動団体5団体あり、日高祭囃子連合会として活動しております。 このような社会的活動をしている団体にはご支援をお願いしたいと思っております。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見いただきありがとうございます。</p> <p>日高祭囃子連合会は、公共的団体の例示にある「日高市スポーツ協会」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱います。なお、連合会を構成する各団体は公共的団体には含まれませんので、各団体が施設を利用する場合には使用料をいただくこととなります。</p> <p>皆様のご負担を軽減するため、基準（案）の中では、令和6年度までの間において減額割合を2分の1以内とする経過措置を設けております。また、公民館につきましては、貸出し体系を見直し、効率的な施設運営による利用者負担の軽減が図られる料金設定とすることを検討してまいります。</p> <p>なお、郷土芸能の伝承等は重要と考えていますので、今後何らかの支援を考えてまいります。</p>
75	<p>資料1 新公民館は使用料の設定をする、併せて便乗して他の5公民館も料金を設定する、 新公民館と古い公民館で料金が同じでは不公平では 資料2、3 市の施策の変更ですよね、 施策なら公民館使用料収入は何円、支出は何円、位の説明は無いとね、 公民館使用料の事ですが 例客名1800円の場合 サークル「A」サークル人数15人 1800円÷15人＝120円一人負担額120円 サークル「B」サークル人数10人 1800円÷10人＝180円一人負担額180円 これから見える事は少人数のサークルは一人一人負担額が多いね これは資料3、に書いてある事と違うね、平等・公平ではないね。 これまでと同じ施策で良いのでは。 目出す所は#「文化都市・自然豊かで住みよい日高市」</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「資料1」について 新高萩公民館は、公共施設再編計画に基づき建設するものです。貸室の機能としては、他の館と基本的な違いがないこと、利用する公民館で負担に差がでることは望ましくないと考え、公民館の新旧による使用料の差はつけない方向で考えています。なお、古い公民館についても、今後、施設の更新等を行っていくこととなりますが、その際にも、他の公民館と更新する公民館の使用料に差が出ないように考えています。</p> <p>「資料2、3」について 使用料の設定にあたっては、公民館の維持管理にかかるコストを基に算定し、利用する部屋の大きさ（面積）に応じて算出しています。なお、大きな部屋には調整率を乗じる等、負担の抑制を図っていきたくと考えています。また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
76	<p>・ページ1 新高萩公民館において新しい使用料を設定するが、他の公民館の使用料改定すると成っているが、新高萩公民館の使用料を区別したほうが良い！ (例) 新高萩公民館使用料と区分けし、他の公民館使用料は現状のままとする。 4～5年後に新高萩公民館使用料を他公民館使用料に移行（現行）する。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>新高萩公民館は、公共施設再編計画に基づき建設するものです。貸室の機能としては、他の館と基本的な違いがないこと、利用する公民館で負担に差がでることは望ましくないと考え、公民館の新旧による使用料の差はつけない方向で考えています。なお、古い公民館についても、今後、施設の更新等を行っていくこととなりますが、その際にも、他の公民館と更新する公民館の使用料に差が出ないように考えています。</p>
77	<p>現在、〇〇剣友会の会長をしています。 当会は剣道を通じて子供達の健全育成を支援する団体として会則にも位置付けております。 ボランティア団体については、ご配慮いただけると助かります。 会費引き上げには限界感あり。</p>	<p>基準（案）についてご意見をいただきありがとうございます。 個々の団体の取扱いについての回答は差し控えていただきますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p>
78	<p>●「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）」について、この案を破棄し、現状の継続を希望します。</p> <p>3施設の有料化について 令和3年度現在使用料等を設定していない施設については、受益者負担の原則、同種の施設や他自治体との均衡等から・・・ 「受益者負担の原則」は理解できるが、「他自治体との均衡」について理解ができない。今まで減免されていた「使用する団体」は主に市民の個人団体であり、市民に対するサービス事項であるため「他自治体との均衡」を考慮する必要があるのか。その点からも、この案には賛成することはできません。日高市は市民の幸せのために行政をするべきであって、他の自治体や社会の流れに迎合する必要はなく、日高市独自の施策に誇りを持つべきだと思う。この案を通すことは多くの市民サークルの活動を阻害することであり、市民の幸せに反している。 公民館に気軽に集い、公民館に親しみ活動することを阻害し、市民の公民館に親しむ活動を衰退化させかねないと思う。 今後も冒頭にあるように日高市独自の施策であった「各施設の設置目的により、利用者の支援、施設利用の促進等を目的に行われ」ることを期待します。</p>	<p>「基準（案）」について、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「他自治体との均衡」について、現在、近隣市町と公の施設の相互利用について連携協定を結んでいます。これは、それぞれの市民が、協定を結んでいる自治体の施設を利用する場合に、その自治体の市民料金で利用できるというものです。そのため、例えば、日高市の施設が無料である場合に、同種の施設が有料である近隣市から過剰に利用者が流入する可能性があります。また、例えば他自治体に比べて日高市の使用料が高額であった場合、「日高市の使用料は他自治体より高い」と意見を述べられる方もいらっしゃると思います。（今回のコメントでもありました。）ご意見のとおり日高市の実情に応じた施策が望ましいのですが、他自治体の状況を全く勘案しないというわけにもまいりません。 「他自治体との均衡」については、使用料を設定する上で考慮すべき一要素であり、その他の要素も総合的に勘案した上で、日高市の使用料を設定していくものです。</p>
79	<p>市民が日高市内での余暇活動やボランティア活動をするにあたっての活動場所や会議場所を無償で提供することは、市民活動を奨励し、市民が日高市で活動することを加速させ、ひいては地元への愛着を育む一歩となります。</p> <p>地元が集まりやすくお金のかからない活動拠点がないと、市外の魅力的な活動に参加するようになり、市民は寝る時間以外日高市外で過ごすことが増え、経済も停滞していきます。</p> <p>公民館を利用していない方への配慮よりも先に、利用されている方への配慮を行い、更に市内施設を利用する市民が増えることこそが、日高を発展させ、経済も上向き施策と考えます。</p> <p>再考を強く希望します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝します。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 なお、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p>

<p>私たち「〇〇の会」は、日高市総合福祉センター「高麗の郷」で点訳ボランティア活動を行っているボランティアグループです。会員数は15名で月に2回、会議室等を利用して活動を行っています。</p> <p>現在、使用料は「その他の団体」の区分で免除されていますが、このまま「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）」が実施されれば、減額・免除等の対象から除かれてしまうことが予想され危惧しています。</p> <p>私たちは、ボランティアグループとして主に市内の盲の方を対象とした点訳作業を行っており、毎年2500ページ前後の点字資料を制作しています。例えば、ごみ収集日程表、介護保険関係の説明・計画書、市長・市議選挙公報、学校給食献立表、教科書、保護者会資料、バス・電車の時刻表、カレンダー、書籍、各社新聞の記事、各種機器の取扱説明書などです。「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」の点字版は、保健相談センターから相談をいただき作成しました。</p> <p>また、社会福祉協議会の事業に協力して、毎年「あいあいまつり」や「彩の国ボランティア体験プログラム」に点字体験と啓蒙のプログラムを用意して参加しています。2000年からは市内小中学校の福祉教育に協力させていただき、今まで60回以上学校を訪問し学習支援を行いました。</p> <p>80 このように、私たち「〇〇の会」の活動の多くは公益目的に適ったものだと考えています。</p> <p>会の運営は会員から徴収する会費で賄っています。会員は平均年齢およそ75歳の高齢者で年金生活者です。一人当たり1,200円の年会費で、活動にかかる消耗品や備品の管理を行っています。このまま使用料を収めることになると、年間予算のほぼすべてを充てなくてはならず、施設使用料の負担は大変厳しいものがあります。</p> <p>会の活動の公益性を認めて頂き、今後も使用料の免除が適応されるような見直し基準の変更・作成を切にお願い致します。</p> <p>〇〇の会代表 〇〇 〇〇</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝します。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。</p> <p>使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。</p> <p>なお、現時点で個々の団体については申し上げますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p> <p>また、総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。</p>
<p>81 公民館を利用して頂いているサークルです。聞こえない方達のサポートをする為に手話の勉強や聴覚障害者の方とコミュニケーションを行なっています。市民の方の手助けをしたいと、市内の小中学校、中学校などの福祉教育などにも、参加しております。こうした福祉、ボランティア活動を主体とし、公民館を利用する団体に利用料金を徴収するのは納得できません。他団体もあると思いますが、何かの宣伝、個々や団体に有益になるものには有料にするなど、市民にとってなくてはならない、または市民の活性化につながる様なものや私どものようなボランティア団体には無料で貸し出しをお願いします。</p> <p>こんな事で公民館を利用しなくなる団体が増え、公民館の利用が減れば、何の為の公民館か分からなくなります。日高市の活性化を考えた方針をお願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃よりボランティア活動を実践されていることに感謝します。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。</p> <p>使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。</p> <p>なお、現時点で個々の団体については申し上げますが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p>
<p>82 結論：1今回の使用料見直しによる有料化に反対し使用料は現行のままとする。</p> <p>2ただし利用時間の4区分（公民館の午前/午後/昼間/夜間）は利用しにくいので、1時間ごとに細分化するのは賛成。</p> <p>理由：3「受益者負担」との説明がなされているが、最終的受益者は行政と考える。</p> <p>4ボランティア団体などは「社会的奉仕者」であり「受益者」ではない。むしろ行政の補完的立場で活動している側面が強く、そうした団体の活動を大きく制限することになる。</p> <p>5「減免により不足する収入の補填は」とあるが、行政全体で考えた時のコストの上昇は考慮しているのか？</p> <p>6高齢者や障害者が公民館に行けなくなり、引きこもり、健康維持が出来なくなるなどの悲惨な状況を作り出してしまおう。</p> <p>7市民参加の手法として、広報日高10月号で告知して市民コメントを同月のみでの実施は期間が不十分であるし、市民参加の手法も不十分と考える。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。</p> <p>使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。</p> <p>使用料は、各施設の条例において利用者が納付すると定めております。本基準（案）は、使用料の減免についてのものですので、ここで言う受益者とは、使用料を納付すべき者、つまり利用者を目指しております。</p> <p>ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p> <p>行政全体でのコストについてですが、例えば医療費についてであれば、埼玉県の統計を確認すると、県内各市町村の1人当たりの医療費と、公の施設の減額・免除については、直ちに相関はないと考えられます。</p> <p>また、基準（案）においては、1（4）の中で身体障害者手帳等の交付を受けている者やその介護者が使用する場合には、障害者基本法第24条に基づき「減額」又は「免除」とすることを規定しています。</p> <p>一方、高齢者の施設使用につきましては、障害者基本法のように地方公共団体の施設減免について規定している法令はありませんので、今回の基準（案）の中には含めておりません。ただし、老人福祉法第20条の7に規定する高齢者福祉センターが置かれている総合福祉センター「高麗の郷」では、高齢者を主たる構成員とする団体については条例において使用料を無料と規定しておりますので、本基準（案）の適用に関わらず今後も無料で使用できます。（これは「高麗の郷」に限っては、障がい者を主たる構成員とする団体についても同様です。）</p> <p>本基準は多くの市民に影響をあたえることから、市民の意見やニーズの収集が重要であると考えております。その重要性を鑑みまして、本基準の策定については、使用料の徴収に関することなので、本来は市民参加手続の対象外の案件ではございますが、「市民コメントの実施」、「審議会の開催」及び「説明会の開催」の3種類の市民参加手続を実施し、より多くの方々からの意見聴取に努めました。市民参加条例では、市民参加手続を1種類以上の方法で実施することとされており、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加手続により実施することを努力義務として定めています。今回は、3種類の市民参加手続を実施しており、条例において努力義務とされている部分も含めて充足しております。また、市民コメントの実施期間についても条例で定める期間を充足しております。</p>

83	<p>【参考】統一的な基準の施行により影響を受ける施設・利用者等について 2. 基準の施行により減免の対象ではなくなる利用者</p> <p>1 公民館登録サークル 公民館 2 児童・生徒主体サークル 生涯学習センター 3 私立高校等 文化体育館（ひだかアリーナ）</p> <p>公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直しは、今やるべきではないと考えます。コロナによって人の交流が減少した今、繋がりを取り戻し、様々なコミュニティを機能させることが先決です。 コロナ前でさえ、自治会組織は既に崩壊しかけているところもあるのはご承知のことと思います。これは公的なコミュニティの崩壊を意味しており、人の繋がりが希薄になっている表れです。人の繋がりが希薄になると、身近なところで防犯・ゴミ収集など、自治が機能しずらくなります。人の繋がりがあれば、多少の面倒でも人は許容でき、自治への参加も積極的になれます。その基盤の一つになっているのが、私的ではありますが、趣味を通じたサークル活動等だと考えます。それを有料化すれば、活動が消極的になり、私的なコミュニティから公的なコミュニティさえもさらに崩壊へと向かうのではありませんか？ 受益者負担の原則という考え方もありますが、これを導入するにはコミュニティがしっかり機能した上でのごとく考えます。また、受益者負担の議論をする場合、現状の利用料の試算、受益者から得られるであろう使用料の総額、その使途、などが示されないことには違和感を覚えます。 今は、私的にせよ公的にせよ、コミュニティの機能をまずは取り戻すタイミングでしょう。健康的な生活を送れる基盤を整えた後、利用者が増え、活気が出てきたところで、備品等の修理やメンテナンスの必要性も出てくるでしょうからその時に、改めて考えるべきかと思えます。 今の時点での有料化は、それに逆行する政策です。 特に、高萩公民館などは建替えをするわけですから、建てた後の利用者を増やしていくことを今考えなければ、箱は作ったけれど閑散とした状況が生まれ、少額の利用料値上げで利用者減になり、税金の無駄使いをした、などと言われかねません。 人口減少問題もあって、日高市自体の存続のために移住者促進なども打ち出されていると思いますが、移住者が選ぶまちはそこに住んでいる人の満足度が高いことです。住む人が趣味のサークル活動などで満足を得られていれば、ロコミでその良さが伝わると思えます。 企業でも従業員の満足度が高いところに、優秀な人材が集まっています。それと同じことが言えると思えます。 市民の意見に行政が柔軟に対応していることがわかれば、間違いなく注目度は上がると思えます。こうした意見を言える場があることに感謝します。 以上から、公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直しは、今やるべきではないと考えます。</p>	<p>「基準（案）」につきましてご意見いただきありがとうございます。 また、日々の活動で公の施設をご利用いただきありがとうございます。 公の施設の使用料は、予めより各施設の条例で定められており、利用者はこの使用料を納付することが原則です。つまり、使用料を減額・免除することは例外です。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
84	<p>いつも大変お世話になっています。 先日、公共施設の使用料の減免措置の見直しについて知りました。 市内の施設利用料について、統一した形という事やほとんど利用しない人の持つ？免除される人への不公平感への配慮もわかりますが、今生じていると思われる減収とボランティアの方が企画するイベントでの様々なプラス効果やいろいろな人の居場所作りの面など考えると今の減免措置は残すべきではないかと思えます。 ご検討よろしく願いいたします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々の活動で市の施設をご利用いただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p>
85	<p>「公の施設の使用料等に関する減額・免除についての見直し基準（案）」については再度検討をお願いします。 公民館はサークル活動などで長年にわたり利用しております。利用者仲間も私も実費の負担程度で学んだり、多くの方と交流ができ、認知症予防にも一役買っている公民館には大変感謝しておりますが、ただ長引く不況下で、更に公民館の使用料も負担しなくてはならないとなりますと、公民館での活動も差し控えることとなります。 公民館は原則利用無料とされている公立の図書館や博物館と同様に社会学習や生涯学習が行える場所でもありますので、営利を目的としないサークル活動については、引き続き無料としていただくことを切に望みます。 受益者負担ということで一度有料と決まりますと、将来また無料になることは恐らく難しいと思えますので、どうか再度検討をお願い申し上げます。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきましてありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。 これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、公民館、文化体育館、総合福祉センターなど、それぞれの施設を利用されている人同士の公平性を確保するため、利用者皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
86	<p>公民館等の利用料有料化には、反対です。日高市民に有益な活動を阻むことになると考えます。よろしく願いいたします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきましてありがとうございます。 また、日々の活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。 これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>

87	<p>公民館などの公共施設の利用料の有料化に反対です。 (理由) 例えば週に一度、日高市内の所属サークル活動を楽しむことを生きがいとしている高齢者がいたとします。もしも利用料有料化の影響でそのサークル活動が継続不可能になったとしたらと考えてみてください。 楽しみ、生きがいを奪われた高齢者への心身の健康、もっといえば一人一人の人生への影響をお考えになってみてください。 そして、児童・生徒主体サークルも減額無しとするとのことですが、未来を担う子供たちの活動を応援してもらえないのでしょうか？ その二つを考えただけでも、日高市の損失は計り知れないと感じました。 人が集まって「市」ができるのに、その「人」を大切にしない「市」が魅力あるものになるとは、到底思えません。 日高市民として、この案にとてもがっかりしています。わたしたち皆の日高市が、自然豊かで、人が温かい、子育てしやすい、温故知新を大切に、老若男女すべての人が生きやすい、素敵なまちとなっていくことを切に希望します。</p> <p>ぜひ市民の心身の健康をサポートして行っていただきたいと考えます。 そのためにはむしろ、「市内の公共施設利用料を無料」にさせていただきたいくらいです。 どうぞよろしくをお願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 なお、現時点で個々の団体については申し上げられませんが、ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討しています。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
88	<p>市内公民館の登録サークルで活動している者です。 今回の案についてですが、全額負担はおかしいと思います。 もし100%免除が厳しいなら基準(案)「5経過措置の適用について」にかいてある減額割合を1/2にするという内容を基本事項として考えてもらいたいです。 市の財政が厳しいことは十分に承知はしています。ですが、私たちもこのご時世でお金等厳しい状況にあります。この状況下で公民館等の料金減免がなくなると、サークルの活動継続が厳しくなります。 どうか今一度ご再考をお願いいたします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々のサークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 基準（案）の中では、なるべく皆様の負担を軽減するため、令和6年度までの経過措置を設けております。 また、公民館の使用料については、貸出体系を見直し、効率的な施設運営による負担軽減が図られる料金体系とすることを検討してまいります。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
89	<p>住民税も日高市に払っておりますし、日高市のためになりますように、公民館を利用してダンスの練習などしておりますので、使用料がかかってしまいますとこれからの活動に制限がかかってしまい、思うように活動ができません。 出来ましたら、このまま使用料はなしで、続けて行きたいと思っております。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々のサークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 グループの人数が少ないことや、これまで無料で利用してきたことなどから引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。</p>
90	<p>傾聴ボランティアをしています。コロナ禍の為、昨年からの活動は出来ませんが縮小しながらも定例会は続けています。 この状況の中、孤独を感じている方、認知症の進行が進んでいる方など傾聴が必要とされる方がたくさんいます。 これからの新しい生活様式の傾聴の仕方を、定例会や学習会で会員が学ぶ必要になってきます。それらを考えると今後の傾聴ボランティアの活動にとって減免はとて大切な事です。どうか減免の継続をお願いします。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々のボランティア活動で市の施設をご利用いただきありがとうございます。 ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。 ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
91	<p>意見 1、登録サークル・登録をしていないサークルで優先予約外にメリットがない。 2、登録サークル者は大掃除、除草作業に参加しているので、減額、免除等の対処をずっと継続してほしい。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 また、日々のサークル活動で公民館をご利用いただきありがとうございます。 登録サークルには、引き続き、他の団体より先に予約が取れる他、登録サークル一覧や公民館だよりなどで募集案内や活動内容を紹介するなど、サークル活動を支援してまいります。 また、いただいた使用料は、公民館の整備や事業の充実に活用してまいります。ご指摘の、清掃等の作業は可能な範囲でご協力をお願いいたします。</p>
92	<p>現在、公民館の登録サークルは、利用料が100%減免されているのですが、一律減免無しにするという案が行政から出されました。 「受益者負担」の原則に基づいた見直しとのことですが、居場所づくりや福祉サービスといった行政の手の届かない地域福祉機能を担うサークル活動への影響が懸念されます。年金が実質切り下げになっているのに利用料を取り立てるのは酷ではないでしょうか。 10月1日に市民コメントの募集が開始されてから、あちこちから不安や疑問の声がでています。私の視点は行政の部屋の使い方に疑念があります。一方で有料化を唱え、一方で優先枠を唱えて市民利用を抑制するのは勝手過ぎないか。極論すれば行政の部屋利用は止めるか、パーセンテージを決めてその範囲で使うべきです。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 行政が公共施設を使用するのは、市の業務遂行のためであり、市民利用を抑制することが目的ではありません。 皆様からいただいた使用料は各施設の整備充実や運営経費の一部に充てることによって、より利用しやすい施設を目指してまいります。</p>
93	<p>「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）」市民コメント これまで、「各施設の設置目的により、利用者の支援、施設利用の促進等を目的に行われてきた」実績を変更する理由が全く理解できません。故に、今回の、利用者に負担を迫る「見直し」に反対します。</p>	<p>「基準（案）」についてご意見をいただきありがとうございます。 これまで、公の施設の減額・免除については、施設ごとの基準により行われてきました。そのことによって、コストに対する収入が低くなったり、利用者負担の公平性が損なわれたりしている状況です。 使用料の減額・免除が本来特例的な措置であることを明確にし、受益者負担の適正化を徹底することにより、そういった状況を改善するために、今回、本基準を策定することとなりました。 これまで無料で利用してきたことなどから、引き続き無料で利用したいというお気持ちは理解しておりますが、公民館に限らず施設を利用する人と利用していない人の平等性や、利用者間の公平性を確保するため、利用者の皆様にはご負担をお願いしたいと存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>

<p>1、文化芸術活動</p> <p>資料3の別紙のところに「体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わない」とありますが、その下の例には文化芸術活動分野が【「市内の公共的団体」の例】としてその中に入っていないことが、減免対象にならないのではないかと不安視されます。</p> <p>資料2の2基準案のNo.(1)または(3)箇所の項目に当てはまると思うのですが、現在、絵画・書道・写真・立体工芸の各部門の団体がそれぞれ連盟を組んで活動しています。また、各部門の個人が集まり、日高市美術家協会としても活動し事業を行っています。各連盟や美術家協会は市民文化祭共催・市美術展協力をしています。その事業を行うために公共施設を利用して各連盟は話し合いを行います。また、そのような連盟や協会が市民を対象にして講座や展覧会などを行い、文化芸術の普及活性化に力を注いでいます。</p> <p>現在、各公民館でサークルとしての活動を行っているそれぞれの団体がありますが、それらの団体が連盟として活動協力する場合においては、日高市美術家協会や各連盟は加盟文化団体とし、公共的団体として減免対象としていただきたいと思います。</p> <p>2、ボランティア登録団体</p> <p>日高市社会福祉協会や市にボランティア団体として登録してある団体は減免対象になるのではないかと思います。</p> <p>ボランティア活動は、個人の趣味や学びのためにスキルアップするような活動ではありません。地域や社会に貢献し、住みよい社会にするために様々なジャンルで活動している方々の集まりです。会によっては、ボランティア活動のために会費を自ら出資し活動資金に充てています。その活動をさらに活性化させることができるよう、話し合いの場としての公共施設使用料の減免をお願いしたいと思えます。</p> <p>3、公共施設のサービス</p> <p>利用者からは使用料をとるならばというわけではありませんが、公共施設をよりよく市民が利用できるように施設側のサービスについてもそれなりに考えていただけるとよいです。高齢者が利用しやすい配慮、若い人たちが施設を気軽に利用できる環境とか。</p> <p>減免の市民コメントとは少し話がそれてしましますが、現在、私は公民館は主に高萩公民館を利用しますが、公民館移転の跡地の問題や高萩小学校の校庭が公民館移転により狭くなってしまったこと、避難場所としての機能や公園の機能を持たせてあったのではないと思われる高萩団地にあった子供広場がなくなったこと、小学校の前の道路が時にお迎えで駐車場のようになること、そのようなことなどを踏まえ高萩公民館のサービスや跡地の利用はどのようなことができるのか。移転を機に公民館側からも提案をお願いしたいと思えます。</p>	<p>「基準(案)」についてご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「1」について 各文化連盟については、公共的団体の例示にある「加盟スポーツ団体」と同等の団体であるため、「公共的団体」として取り扱います。なお、連盟を構成する個々のサークルにつきましては公共的団体には含まれません。</p> <p>「2」について ボランティア活動については、今後、一定の公益性が認められる団体を精査したうえで、負担軽減を図ることを検討してまいります。</p> <p>「3」について 皆様からいただいた使用料は各施設の整備充実や運営経費の一部に充てることによって、より利用しやすい施設を目指してまいります。</p> <p>公民館の跡地利用などのご意見については、ご提案として承ります。</p>
<p>94</p> <p>減免対象</p> <p>①公民館登録サークルの活動は公民館の清掃や公民館事業への協力など、公民館の運営にも貢献しており、公共的・公益的側面もあると思えます。その観点から、現在同様100%は無理でも50%減免としてもらえないでしょうか。</p> <p>②会員が全て高齢者で、年金収入しかなく、利用料を払うことが困難です。身障者と同様、高齢者や高齢者の団体にも減免を認めてもらえませんか</p> <p>③会員数が少なく、使用料を払うことになると会費を相当値上げしなければなりません。小規模サークルには減免をしてももらえませんか。</p> <p>④低所得者には減免はないのですか</p> <p>⑤公共的団体の例示に、「日高市スポーツ協会及び加盟スポーツ団体」とありますが、市の競技連盟に加盟しているスポーツチームは公共的団体に入りますか。加盟スポーツ団体とは何を指すのか明示してください。</p> <p>⑥基準1(2)では、地方公共団体は市内外を問わず減免対象になっていますが、基準1(3)では、公共的団体については市内に限られています。この2つの考え方は矛盾していませんか。</p> <p>95</p> <p>⑦埼玉県に属する公共的団体は、日高市内も活動範囲に入っていると思えます。「市内の公共的団体」に含まれますか。</p> <p>⑧令和6年度までは経過措置として50%減免ができるとありますが、短いと感じます。経過措置期間を延ばしてもらえませんか。</p>	<p>「基準(案)」についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>①施設の使用料は、施設を使用することに対する対価ですので、利用者に負担いただくことを原則としています。このことから、使用料を減額ないし免除する場合に限定し、市民の平等性・公平性を確保するために本基準の策定を行おうとするものです。ご意見のような側面もありますが、このような主旨から、本基準(案)においては、市内の公共的団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする場合を減免の対象とし、公共的団体とは地方自治法上の公共的団体等を規定しておりますので、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>②公の施設の使用料は、施設の使用に対する対価ですので、応能的な負担軽減を図ることは適当ではないと考えております。なお、障がい者については、障害者基本法第24条に基づき実施するものです。</p> <p>③、④ ②によりご理解ください。</p> <p>⑤「加盟スポーツ団体」は日高市スポーツ協会傘下の連盟等であり、個々のチームやサークルは該当しません。</p> <p>⑥⑦ 基準(案)1(2)の地方公共団体であっても、基準(案)1(3)の公共的団体であっても、減免する場合に「日高市民」がその事業の対象であることが必要であると考えております。よって、今後基準を定めていくに当たり、必要な修正を行います。</p> <p>⑧減免見直しについては、その主旨から、速やかに実行すべきものですが、影響を受ける方々に対する激変緩和措置として、令和6年度までの期間を上限に設けることとしたものです。ご理解の程よろしく申し上げます。</p>